

平成30年(ネ)第164号 福島原発避難者損害賠償請求事件(第1陣)

控訴人兼被控訴人(一審原告) 早川篤雄外 215名

被控訴人兼控訴人(一審被告) 東京電力ホールディングス株式会社

控訴審準備書面(9)

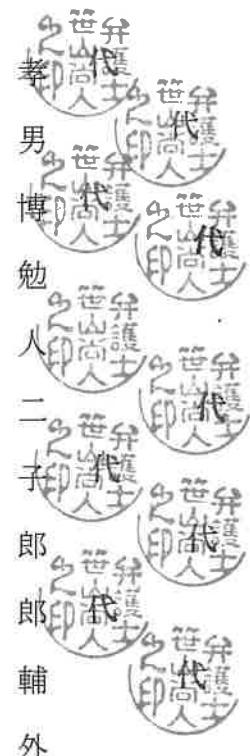
(被災町村の現況)

2019年6月7日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

一審原告ら訴訟代理人

弁護士 小野寺	利
弁護士 広田	次
弁護士 鈴木	堯
弁護士 米倉	勉
弁護士 笹山	尚
弁護士 鳥飼	康
弁護士 市野	綾
弁護士 平松	真二
弁護士 榎本	郎吾
弁護士 山田	大輔



本書面は、一審原告らが本件事故前に生活していた被災町村の現況について明らかにするものである。

第1章 双葉町

第1 概要

双葉町は、本件事故後、2011（平成23）年4月22日の避難区域の再編後も警戒区域に指定されてきたが、2013（平成25）年5月28日、大字両竹、同中野、同中浜の各地区が避難指示解除準備区域に、その他が帰還困難区域に再編され、現在に至っている（避難指示の経過については、原判決21～26頁参照）。

双葉町は、2015（平成27）年3月、避難指示解除準備区域とされている大字両竹、同中野、同中浜の各地区について、「双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画」を公表し、同時に、帰還困難区域について町内に復興再生拠点を設ける「双葉町まちづくり長期ビジョン」を公表した。その後、2016（平成28）年12月、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」が策定され、避難指示解除準備区域である両竹・浜野地区に「新たな産業・雇用の場」となる中野地区復興産業拠点の整備等を行い、JR 双葉駅を中心とする区域に新たな産業・雇用の場と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進するため「特定復興再生拠点」を整備することとしている。なお、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」については、2017（平成29）年8月21日認定申請がなされ、同年9月15日に内閣総理大臣から認定を受けている。

第2 避難状況（本件事故後の人口動態）

2011（平成23）年3月11日現在の双葉町の住民登録者数は7140人であった。住民登録者数と世帯数の推移は別紙のとおりである（甲A688号証参照）。

2019年3月31日現在の住民登録者数は、5980人であり（男

性 2884 人、女性 3096 人)となつており、福島県内に 3824 名、福島県外に 2156 名が避難を続けている。本件事故以来、住民登録数は 1160 名減少し、減少率は 19.40 %に達している。

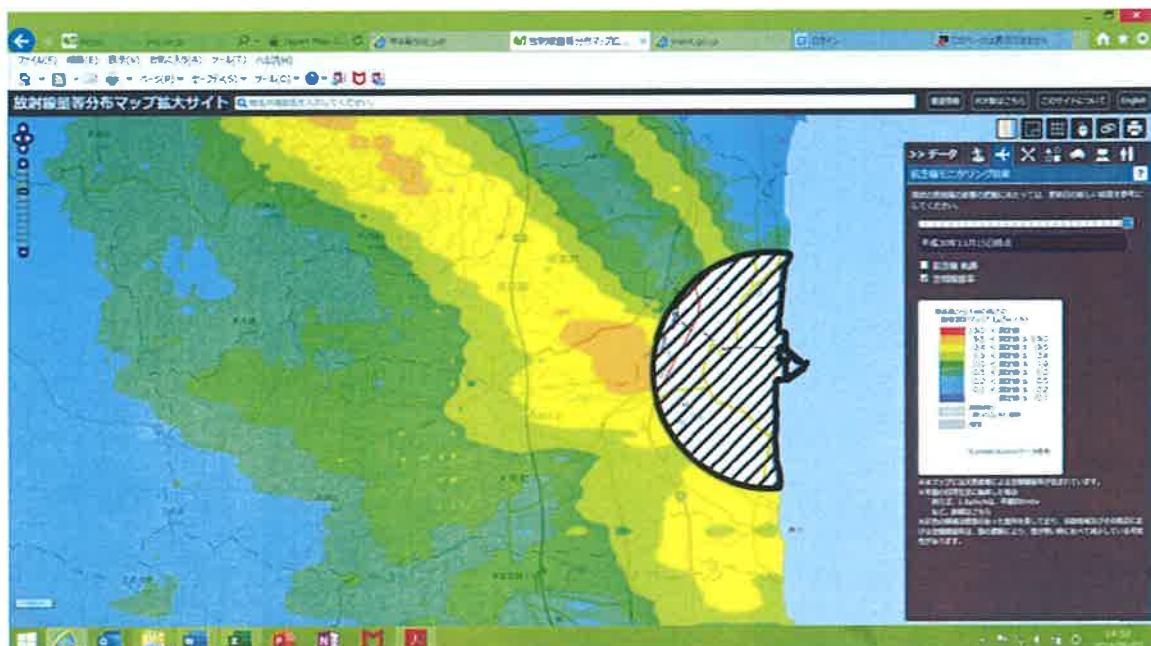
双葉町では、本件事故以前から住民登録者数は漸減傾向にあったが、2007（平成 19）年以降本件事故までの間は、毎年 7000 名前後で推移しており、本件事故を境に減少が加速している（甲 A164 号証 31 頁参照）。

第 3 放射線量の推移と除染の状況

1 放射線量の推移

（1）航空機モニタリングの結果（2018（平成 30）年 11 月）

本件事故以降、2011（平成 23）年 4 月以降、航空機を用いた地表面 1 m の空間線量率及び地表面のセシウム沈着量の測定が行われており、その結果は、文部科学省放射線量等分布拡大マップサイト（<http://ramap.jaea.go.jp/map/>）において公開されている。



双葉町は、本件事故により大量の放射性物質が飛散し、2015（平

成27)年以降のモニタリング結果では、2016(平成28)年11月28日時点までに町内で $19.0\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える高線量が観測される地域(同マップで赤色で表示される区域)はなくなり、その後2018(平成30)年11月15日時点までに $9.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える地域(同マップでオレンジ色で表示される区域)は縮小してきているものの、町内の中央部を中心に $3.8\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える地域(同マップで黄色で表示される区域)が広がり、 $1.9\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える区域(同マップで黄緑色で表示される地域)と $1.0\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える区域(同マップで緑色で表示される区域)が大部分を占めており、居住制限区域とされている大字両竹、同中野、同中浜の一部地域を除いて、町内で $0.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える高い放射線量が観測されている(甲A689号証の1ないし4)。

(2) モニタリングポストにおける測定結果

双葉町内では、国や福島県等においてモニタリングポストが37か所設置されており、その測定結果が原子力規制委員会ホームページ放射線モニタリング情報

(<https://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/area.html>)において公開されている。

2019年5月5日15時時点の町内各地の空間放射線量は、
双葉町体育館(双葉町新山) $1.135\mu\text{Sv}/\text{h}$
双葉町青年婦人会館(双葉町役場近く) $1.700\mu\text{Sv}/\text{h}$
等となっており、国道6号線と旧陸前浜街道に挟まれた旧市街地付近でも $1.0\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える空間線量が観測されている(甲A690号証)。



2 除染の状況

(1) 避難指示解除準備区域

2013（平成25）年5月28日、大字両竹、同中野、同中浜の各地区が避難指示解除準備区域と指定されたことを受けて、環境省は、2014（平成26）年7月、特別地域内除染実施計画（双葉町）を策定した（甲A169号証）。

除染は、避難指示解除準備区域の生活権及び林縁部から森林側に20メートル入った部分について行われ、約200haについて、2015（平成27）年4月から2016（平成28）年3月までの間、除染が実施された。

環境省除染情報ポータルサイト（<http://josen.env.go.jp/>）において、除染前、除染後、事後モニタリングの空間線量率が公開されている。

これによれば、除染前には、対象区域の大部分で $0.23 \mu \text{Sv}/\text{h}$ を超える線量が計測されていた（メッシュマップ中青色、空色、水色で表示される部分）が、除染後 $0.23 \mu \text{Sv}/\text{h}$ を下回る区域（メッシュマップで群青色で表示される部分）が増え、除染後 1 年半以上経過したのちに行われた事後モニタリングにおいては、対象区域の大部分が群青色で表示される $0.23 \mu \text{Sv}/\text{h}$ を下回るようになっている（甲 A 6 9 1 の 1 ないし 3）。

（2）特定再生復興拠点

ア 双葉町は、2016（平成28）年12月、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」が策定され、JR 双葉駅を中心とする区域に新たな産業・雇用の場と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進するため「特定復興再生拠点区域復興再生計画」が策定され、同計画は2017（平成29）年9月15日に内閣総理大臣から認定を受けている（甲 A 6 9 2 号証）。

イ 復興再生計画においては、双葉町の中央地区（大字目迫、水沢、松倉、前田、長塚、中田、新山、上羽鳥、下羽鳥の各一部）約 550 ha（約 5.5 平方キロメートル）の区域に新市街地ゾーン（約 60 ha）、まちなか再生ゾーン（約 210 ha）、新産業創出ゾーン（約 55 ha）、再生可能エネルギー活用・農業再生ゾーン（約 90 ha）、耕作再開モデルゾーン（約 140 ha）を設定し、JR 双葉駅周辺の区域周辺の一部地域について 2019 年末頃までの先行的な避難指示解除、2022 年春ころをめどに特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目指すこととされている。

ウ 特定復興再生拠点区域において避難指示解除に必要な範囲につ

いて、国が土壤等の除染を進めることとされ、現在、建物の撤去及び除染工事が実施されている。

第4 生活インフラの状況（甲A696号証参照）

1 町内への一時立ち入り

現在、双葉町全域が避難指示解除準備区域及び帰還困難区域とされており、町内への立ち入りが制限されている。帰還困難区域においては、原則として、公益目的や住民の一時立入りのみが可能であり、事業活動を再開することはできない。

- (1) マイカーでの立ち入りは、2019年度においても、希望日の前日までに予約する必要があり、年間の立入り回数の上限は30回、15歳未満の者の立ち入りは認められていない（甲A693号証8頁参照）。
- (2) マイカーによる立ち入りが困難である者については、指定されたスクリーニング場からバスによる立入りとなる。バスによる立ち入りの場合、バスが運行される予定の1か月前までに申し込みをする必要がある。バスによる立入りの場合も、15歳未満の者の立ち入りは認められていない（甲A693号証12頁参照）。

2 交通機関

双葉町内の公共交通機関において、営業を再開した事業者はない。

(1) 鉄道

町内には、JR 常磐線双葉駅が所在しているが、現在、浪江駅—富岡駅間で不通となっている。両駅間を列車代行バスが結んでいるが、双葉駅には停車しない。

なお、2020年3月までに浪江駅—富岡駅間をふくめた全線の運

転再開の予定である（甲 A 6 9 4 号証）

(2) 道路

ア 常磐自動車道

本件事故当時、常磐自動車道は、常磐富岡インターチェンジまで開通していたが、本件事故による警戒区域の設定に伴い、広野インターチェンジと常磐富岡インターチェンジの間が通行止めとなっていた。2014（平成26）年2月22日、常磐富岡インターマで再開通された。

本件事故当時未整備であった区間のうち、避難指示解除準備区域を含む南相馬インターチェンジと相馬インターチェンジ間が2012（平成22）年4月8日に開通し、その後、2014（平成26）年12月6日は、居住制限区域を含む浪江インターチェンジと南相馬インターチェンジの区間が開通し、2015（平成27）年3月1日は、帰還困難区域を貫く常磐富岡インターチェンジから浪江インターチェンジの区間が開業し、常磐自動車道全線が開通した（甲 A 6 9 5 号証）。

双葉町内には、双葉インターチェンジが2020年3月開業予定で整備が進められている。

イ 国道6号線

本件事故により警戒区域が設定されたため、2011（平成23）年3月12日以降2015（平成27）年9月14日までの間、浪江町高瀬字小高瀬から富岡町本岡字新夜ノ森までの区間の通行が規制されていた。

2015（平成27）年9月15日から自動車に限り（歩行者・二輪車での通行はいまだ制限されている）、全線での通行が可能になった。ただし、帰還困難区域内での駐停車や国道本線を外れた道

路・施設への立ち入りは禁止されている（甲A168号証）。

3 教育機関

(1) 本件事故前、双葉町には、町立ふたば幼稚園、双葉南小学校、双葉北小学校、双葉中学校が所在していた。いずれも本件事故に伴う全町避難により町内で授業を継続することはできなくなった。

双葉町では、2013（平成25）年7月、学校再開の方針を確認し、2014（平成26）年4月1日、いわき市錦町の旧東邦銀行上田支店錦出張所を仮校舎としてふたば幼稚園、双葉南小学校・双葉北小学校、双葉中学校が再開された。再開時の児童生徒数は、ふたば幼稚園2名、双葉南小学校2名、双葉北小学校3名、双葉中学校8名であった。同年8月24日にいわき市錦町御宝殿の旧錦幼稚園跡地に仮設校舎が落成し、仮設校舎での授業が続いている（甲A697号証158～161頁参照）。

(2) 本件事故前、町内には福島県立双葉高校が所在していたが、本件事故に伴い、いわき明星大学内サテライト校を避難先として授業を再開していたが、2015（平成27）年度より生徒募集を停止し、2017（平成29）年3月末をもって休校となっている（甲A696号証、なお甲A697号証202～204頁参照）。

4 医療機関、福祉施設

本件事故前、町内にはJA福島厚生連双葉厚生病院が所在していたが、同病院を含めすべての医療機関が閉鎖されている（甲A696号証）。

また、社会福祉法人ふたば福祉会により特別養護老人ホーム「せんだん」が事業を営んでいたが、本件事故による避難に伴い町内の事業所は閉鎖された。

ふたば福祉会では、2012（平成24）年1月、避難先のいわき市南台仮設住宅に認知症高齢者グループホーム「せんだんの家」を開所し、

現在、いわき市江栗馬場において特別養護老人ホーム「せんだん」が再開されている（甲 A 6 9 6 号証、甲 A 6 9 7 号証 1 7 4 頁参照）。

5 商業施設

双葉町新山久保前の国道 6 号線東側及び長塚町東の国道 6 号線西側にガソリンスタンド 2 軒が営業再開しているほか、町内で営業が再開された施設はない（甲 A 6 9 6 号証）。

第 5 住民意向調査結果（2017 年度、2018 年度）

1 概要

住民意向調査は、2012（平成 24）年 1 月 20 日から翌年 1 月 3 日かけて第 1 回目の調査が行われ、その後、毎年 1 回調査が行われ、最新の調査は、2018（平成 30）年 10 月 29 日から 11 月 14 日にかけて行われ、調査結果は 2019（平成 31）年 3 月に公表された（甲 A 6 9 8 号証）

2 本件事故当時及び現在の居住形態

（1）本件事故当時の居住形態

震災発生当時の住居は、「持ち家（一戸建）」の割合が 78.0%、続いて「家族どなたかのお住まい・実家」が 6.0%、「公営住宅」3.8%、「民間賃貸住宅（集合住宅）」が 3.7%、「公営住宅」が 3.0% 「民間賃貸住宅（一戸建）」が 2.7% 等となっていた。

（2）現在の居住形態

現在の居住形態は、「持ち家」の割合が 61.7%、民間賃貸住宅（有償）9.5%、応急仮設住宅（民間住宅・公営住宅などの借り上げ型、無償）」が 9.4%、「福島県営住宅など復興公営住宅」が 9.4% 等となっている。

2017 年度調査結果（甲 A 6 9 9 号証）と比較すると、持ち家の

比率が高いことに変わりはないが、応急型仮設住宅（プレハブ型、無償）の提供の終了に伴い同項目がなくなり、復興公営住宅の提供が進んだ結果、復興公営住宅（有償）の割合が増加している。今後、応急仮設住宅の提供の終了に伴い、応急仮設住宅（借り上げ型、無償）から復興公営住宅あるいは民間賃貸住宅（有償）にシフトしていくものと予想される。

3 世帯人数の変化

震災発生当時の世帯人数は、二人世帯が225と最も多く、続いて三人世帯298、四人世帯252、一人世帯198、五人世帯162、六人世帯109等となっていた。

現在は、二人世帯512が最も多いことに変わりはないものの、続いて一人世帯353に増加し、三人世帯258、四人世帯153、五人世帯89となっている。これを割合でみてみると、震災前は、二人世帯が23.36%、三人世帯が20.78%、四人世帯が17.57%であり、一人世帯は13.81%にとどまっていたが、現在は、三人世帯が18.00%、四人世帯が10.68%に減少する一方、二人世帯が35.73%、一人世帯が24.63%に増加しており、複数世代による多人数家族の別離避難生活が進んでいることが窺われる。

4 就業状況

現在の就業状況は、「無職（職を探していない）」が49.7%と最多となっており、「無職（職を探している）」の5.2%を合わせると、無職者が半数を超える状況となっている。本件事故前の双葉町における就労状況は、無職者は27.1%であり（甲A174号証：2014年度住民意向調査結果による）、避難により無職となっている者は、事故前のおよそ2倍に上っている

5 帰還の意向及び帰還まで待てる期間

(1) 帰還の意向

ア 2018年度調査においては、避難指示解除後に「戻りたいと考えている（将来的な希望を含む）」は、全体で10.8%である。この数字は、2014年度調査12.3%（甲A172号証）、2015年度調査13.3%、2016年度調査13.4%（甲A538号証）、2017年度調査11.7%から漸減傾向にある。

一方で、避難指示解除後も「戻らないと決めている」が全体で61.5%となっている。この数字は、2014年度調査55.7%、2015年度調査55.0%、2016年度調査62.3%、2017年度調査61.1%であり、ここ2年で55%前後から60%強に増加している。

イ 年齢別に見ると、避難指示解除後に「戻りたいと考えている（将来的な希望を含む）」は、29歳以下はゼロ、30～39歳で6.7%、40～49歳で10.1%、50～59歳で10.9%、60～69歳で11.0%、70歳以上で12.5%となっており、年齢が上がるにつれて「戻りたい」と考える割合が増えている。

経年の調査結果を見ると、ばらつきはあるものの、おおむね29歳以下及び30～39歳の層において「戻りたい」と考える割合が小さく、60～69歳及び70歳以上の層において「戻りたい」と考える割合が大きいことがわかる。

(2) 避難指示解除後の帰還時期

ア 2018年度調査においては、回答数1495のうち「戻りたいと考えている（将来的な希望を含む）と回答した161を母数とする、避難指示解除後の双葉町への帰還時期は、「1年以内」が29.8%、「3年以内」が11.2%となっているものの、「しばらく様子を見たい」が35.4%と最も多くなっている。

特に、30～39歳では「しばらく様子を見たい」が66.7%、40～49歳で50.0%となっており、若い世代ほど避難指示解除後、直ぐの帰還を考えていないことが窺える。

イ 2014年度調査においては、「帰れるまで待つ」が42.1%、2015年度調査においても「帰れるまで待つ」が46.2%、2016年度調査においても「帰れるまで待つ」が41.3%となっていた。

「特定復興再生拠点区域復興再生計画」が策定された2017年度調査以降、「しばらく様子を見たい」が最大数を占めるようになっている。

これは、「帰れるまで待つ」としていた帰還の強い意向を有していた人達の中においても、避難指示が解除される具体的な時期が明らかにされたことにより、医療介護福祉施設の整備、住宅確保への支援策、商業施設の再開、提供される行政サービス等帰還に向けた条件整備がどれだけ進むのか、その様子を見たいと考える人達が増えていることを表している。

(3) 帰還する場合の家族

ア 「戻りたいと考えている（将来的な希望を含む）と回答した161を母数として、帰還する場合の家族については、「家族全員での帰還を考えている」が30.4%と最も多く、次いで、「家族一部での帰還を考えている」が25.5%、「まだわからない」が24.2%となっている。

イ 年齢別に見ると、70歳以上では「家族全員での帰還を考えている」が44.4%に上るのに対し、30～39歳ではゼロ、40～49歳で21.4%、50～59歳で15.0%、60～69歳でも22.4%にとどまっている。

ウ　家族一部での帰還を考えている」と回答した41を母数として、帰還した場合の家族構成に関する質問に対する回答では、「18歳以上65歳未満のいる世帯」が58.5%、「65歳以上がいる世帯」が48.8%であり、戻る世帯人数としては「1人」及び「2人」がそれぞれ39.0%、「3人」が14.6%となっている。

エ　これらの回答からは、まず、70歳以上の高齢者が家族全員（夫婦のみ）で帰還する傾向が見られ、多世代同居の家族においても65歳以上の高齢者が帰還し、若年層は帰還しない方向で考えるなど、家族間の意見の不一致等が生じていることが窺われる。

(4) 帰還を判断するための必要なこと

「双葉町への帰還を判断するために必要なこと」については、2018年度調査においては「医療・介護福祉施設の再開や新設」が57.4%、「住宅の修繕や建て替え、住宅確保の支援」が51.5%、「商業施設の再開や新設」が32.2%、「更なる放射線量の低減」が25.2%、「どの程度の住民が戻るかの状況」が17.3%となっている。

特徴的であるのは、帰還意向について「戻りたいと考えている」層では「どの程度住民が戻るかの状況」は10.6%であるのに対し、「まだ判断がつかない」層では20.1%となっており、帰還について「まだ判断がつかない」としている層においては、今後の帰還の状況を見極めて自らの態度を決めたいと考えていることが窺われる。

(5) 双葉町への帰還を判断できない理由・帰還しない理由

ア　帰還の前提・健康にかかわるものとして、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」が40.0%、「放射線量に不安があるから」が35.5%、「原子力発電所の安全性に不安があるから」が33.9%、「中間貯蔵施設の安全性に不安があるから」が2

8. 6 %となっている。

この結果から、原発事故によって環境中に放出された放射性物質による健康影響に対する不安が大きいことが浮き彫りとされている

イ 双葉町の復旧状況に関わるものとしては、「医療環境に不安があるから」が 46.7%、「家が汚損・劣化し、住める状況にないから」が 42.7%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」が 39.4%、「介護・福祉サービスに不安があるから」が 28.0% 等となっている。

この結果から、今後、特定復興拠点の整備が進み避難指示が解除される時点においても、生活に必要な医療機関、介護施設、福祉施設、商業施設の再開に不安を抱いており、町の復旧に期待が持てない状況に置かれていることが分かる。

ウ 今後の生活に関わるものとしては、「避難先で自宅を購入または建築し、将来的に居住する予定だから」が 42.4%、「避難先の方が生活利便性が高いから」が 34.3%、「他の住民も戻りそうにないから」が 22.7% 等となっている。

本件事故により避難を余儀なくされてから 7 年以上が経過して、既に避難先で生活基盤が形成されており、帰還することが再度の移転になり、帰還後、改めて生活基盤を形成する必要が生じていることが帰還を選択しない理由となっていることが窺われる。

第 2 章 大熊町

第 1 概要

大熊町は、本件事故後、2011（平成23）年4月22日の避難区域の再編後も、警戒区域に指定されてきたが、2012（平成24）年

12月10日、中屋敷行政区の全域が避難指示解除準備区域に、大川原行政区が居住制限区域に、その他の区域が帰還困難区域に再編された。

避難指示解除準備区域及び居住制限区域に関して、大熊町は、2015（平成27）年3月に策定した「大熊町第二次復興計画」において「帰町を選択できる環境づくり」を掲げ、町内の行政拠点を大川原地区に設けることとし、大川原地区及び中屋敷地区について、植物工場や太陽光発電施設、研究機関、事務所等の誘致、町民交流施設や休憩施設、町営墓地、復興公営住宅、ゲストハウスなどの住宅の整備を行い、先行して避難指示解除を目指すことが明らかにされた。

その後、大川原地区に建設されていた大熊町役場が竣工した後、2019（平成31）年4月10日、避難指示解除準備区域（中屋敷地区）及び居住制限区域（大川原地区）の避難指示が解除された（甲A700号証）。

帰還困難区域については、2017（平成29）年10月に公表された「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」において、JR大野駅周辺地区を特定復興再生拠点区域として、生活・社会インフラの復旧・復興及び住環境の整備、企業・研究機関等を誘致及び地元企業の再開を目指し、避難指示解除による住民の帰還・居住の開始及び町外からの住民を受け入れることとしている。なお、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」については、2017（平成29）年10月12日認定申請がなされ、同年11月10日に内閣総理大臣から認定を受けている。

第2 避難状況（本件事故後の人口動態）

1 2011（平成23）年3月11日現在の大熊町の住民登録者数は11,505人であった。大熊町ホームページで避難状況として公開されている2014（平成26）年5月1日以降の各月1日の住民登

録者数と世帯数の推移は甲A701号証のとおりである。

2019（平成31）年4月1日現在の住民登録者数は、10,342人となっており、福島県内に7,850人、福島県外に2,492人が避難を続けている。本件事故以来、住民登録数は1,163名減少し、減少率は11.25%である。

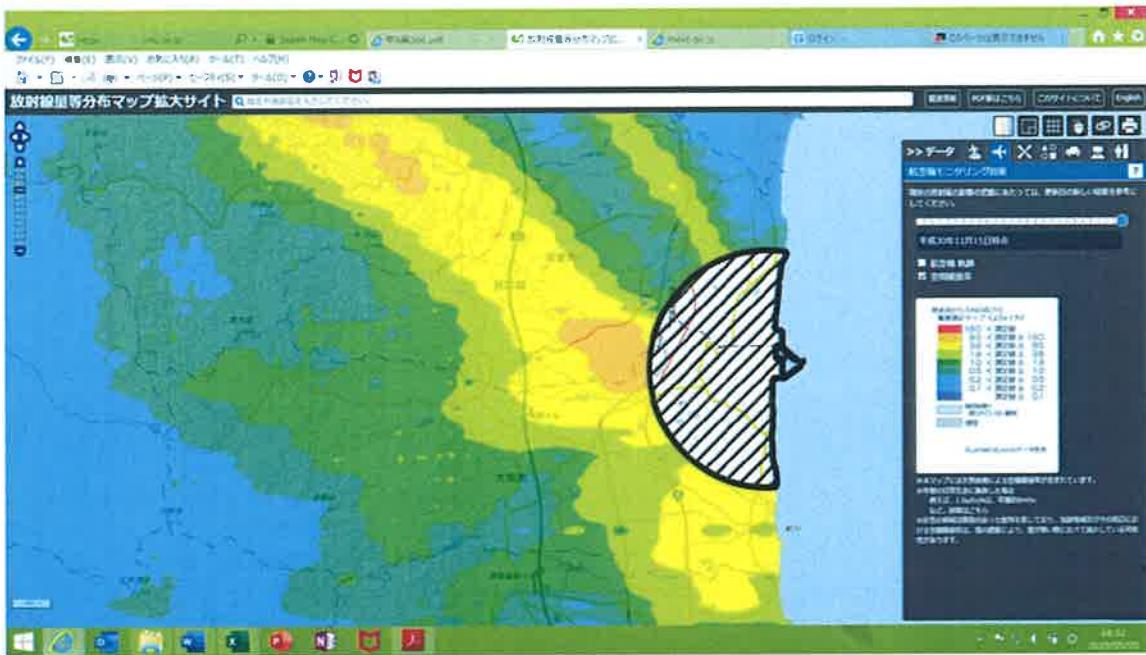
大熊町では、本件事故以前から住民登録者数は漸増傾向にあり、2007（平成19）年以降本件事故までの間は、毎年11,100名前後で推移しており、本件事故を境に減少が始まっている（甲A164号証31頁参照）。

第3 放射線量の推移と除染の状況

1 放射線量の推移

(1) 航空機モニタリングの結果（2018（平成30）年11月）

本件事故以降、2011（平成23）年4月以降、航空機を用いた地表面1mの空間線量率及び地表面のセシウム沈着量の測定が行われており、その結果は、文部科学省放射線量等分布拡大マップサイト（<http://ramap.jaea.go.jp/map/>）において公開されている。



大熊町には、本件事故により大量の放射性物質が飛散し、2015（平成27）年以降のモニタリング結果では、2016（平成28）年11月28日時点までに町内で $19.0 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える高線量が観測される地域（同マップで赤色で表示される区域）はなくなり、その後2018（平成30）年11月15日時点までに $9.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える地域（同マップでオレンジ色で表示される区域）は縮小し、町内の中央部を中心に $3.8 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える地域（同マップで黄色で表示される区域）が広がり、 $1.9 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える区域（同マップで黄緑色で表示される地域）と $1.0 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える区域（同マップで緑色で表示される区域）が大部分を占めており、居住制限区域とされる大川原地区も $0.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ とされる地域（同マップで薄緑色で表示される区域）に含まれ、避難指示解除区域とされる中屋敷地区を除き町内で $0.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える高い放射線量が観測されている（甲A689号証の1ないし4）。

（2）モニタリングポストにおける測定結果

大熊町内には、国や福島県等においてモニタリングポストが44か所設置されており、その測定結果が原子力規制委員会ホームページ放射線モニタリング情報（<https://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/area.html>）において公開されている。

2019年5月6日14時40分時点の町内各地の空間放射線量は、

小入野地区公民館（大熊町小入野） 5.126 μ Sv

熊町小学校（大熊町熊川） 4.985 μ Sv/h

大熊町夫沢三区地区集会所（大熊町夫沢） 8.928 μ Sv · h

大熊中学校（大熊町夫沢） 1.525 μ Sv/h

駅前地区集会所（大熊町大野） 1.888 μ Sv/h

等となっており、中間貯蔵施設予定区域内の小入野地区や熊川地区だけでなく、予定区域外の夫沢三区地区集会所、大熊中学校においても1.0 μ Sv/hを超える空間線量が観測されている（甲A702号証）。



2 除染の状況

(1) 避難指示解除準備区域

2012（平成24）年12月10日、中屋敷行政区の全域が避難指示解除準備区域に、大川原行政区が居住制限区域と指定されたことを受けて、環境省は、同月、特別地域内除染実施計画（大熊町）を策定した（甲A703号証）。

除染は、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の生活圏及び林縁部から森林側に20メートル入った部分について行われ、大熊町内では約400haについて、2013（平成25）年6月から2014

(平成26)年3月までの間、除染が実施された。

環境省除染情報ポータルサイト(<http://josen.env.go.jp/>)において、除染前、除染後、事後モニタリングの空間線量率が公開されている。

これによれば、居住制限区域であった大川原地区においては、除染前は、1.9～3.8 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ の区域(メッッシュマップで黄緑色で表示される区域)が大部分を占め、一部3.8 μSv を上回る区域(メッッシュマップで黄色で表示される区域)、5.7 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ を上回る区域(メッッシュマップで橙色で表示される区域)も含まれていた。

除染後は、1.0～1.9 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ の区域(メッッシュマップで緑色で表示される区域)が拡大しているが、除染後1年半以上経過したのちに行われた事後モニタリングにおいても大部分で0.23 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える線量が計測されている(メッッシュマップ中、青色、空色、水色で表示される区域)。

避難指示解除準備区域である中屋敷地区においては、除染前は、全域で1.9 μSv を下回っており、除染後0.75 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ を下回る区域(メッッシュマップで空色、青色で表示される部分)が増え、事後モニタリングにおいては、対象区域の大部分が0.5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ を下回るようになっている(甲A704号証の1ないし3)。

(2) 特定再生復興拠点

ア 大熊町は2017(平成29)年10月に、JR大野駅周辺地区を特定復興再生拠点区域とする「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」を策定し、同年11月10日に内閣総理大臣から認定を受けている(甲A705号証)。

イ 復興再生計画においては、大熊町の大野駅周辺地区(下野上、夫沢、小入野、熊、野上の各一部)約860ha(約8.6平方キロメートル)の区域において、産業の復興及び再生、道路等公共施設の整備、生活

環境の整備を目指し、JR大野駅周辺の区域周辺の一部地域について2019年末頃までの先行的な避難指示解除、2022年春ころをめどに特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目指すこととされている。

ウ 特定復興再生拠点区域において避難指示解除に必要な範囲について、国が土壤等の除染を進めることとされ、現在、建物の撤去及び除染工事が実施されている。

第4 生活インフラの状況（甲A706号証参照）

1 町内への一時立ち入り

現在、大熊町は、大川原地区及び中屋敷地区を除く全域が帰還困難区域とされており、町内への立ち入りが制限されている。帰還困難区域においては、原則として、公益目的や住民の一時立入りのみが可能であり、事業活動を再開することはできない。

2 交通機関

大熊町の公共交通機関において、営業を再開した事業者はない

(1) 鉄道

町内には、JR常磐線大野駅が所在しているが、現在、浪江駅—富岡駅間で不通となっている。両駅間を列車代行バスが結んでいるが、大野駅には停車しない。

なお、2020年3月までに浪江駅—富岡駅間をふくめた全線の運転再開の予定である（甲A694号証）

(2) 道路

ア 常磐自動車道

本件事故当時、常磐自動車道は、常磐富岡インターチェンジまで開通していたが、本件事故による警戒区域の設定に伴い、広野イン

ターチェンジと常磐富岡インターチェンジの間が通行止めとなっていたが、2014（平成26）年2月22日、常磐富岡インターチェンジまで再開通された。

本件事故当時未整備であった区間のうち、避難指示解除準備区域を含む南相馬インターチェンジと相馬インターチェンジ間が2012（平成24）年4月8日に開通し、その後、2014（平成26）年12月6日は、居住制限区域を含む浪江インターチェンジと南相馬インターチェンジの区間が開通し、2015（平成27）年3月1日は、帰還困難区域を貫く常磐富岡インターチェンジから浪江インターチェンジの区間が開業し、常磐自動車道全線が開通した（甲A695号証）。

大熊町内には、2019（平成31）年3月31日、大熊インターチェンジの共用が開始されている。

イ 国道6号線

本件事故により警戒区域が設定されたため、2011（平成23）年3月12日以降2015（平成27）年9月14日までの間、浪江町高瀬字小高瀬から富岡町本岡字新夜ノ森までの区間の通行が規制されていた。

2015（平成27）年9月15日から自動車に限り（歩行者・二輪車での通行はいまだ制限されている）、全線での通行が可能になった。ただし、帰還困難区域内での駐停車や国道本線を外れた道路・施設への立ち入りは禁止されている（甲A168号証）。

3 教育機関

- (1) 本件事故前、双葉町には、町立大野幼稚園、熊町幼稚園、大野小学校、熊町小学校、大熊中学校が所在していた。いずれも本件事故に伴う全町避難により町内で授業を継続することはできなくなった。

大熊町では、2011（平成23）年3月25日、町の拠点を会津若松市に移すことが発表され、町立の幼稚園、小・中学校も同市で再開することとされ、廃校となっていた会津若松市立河東第三小学校に小・中学校、旧河東第一幼稚園に幼稚園において、同年4月19日から再開されている。2011年4月19日には、園児135名、児童357名、生徒216名が在籍していたが、その後減少が続き、2016年度は園児7名、児童38名、生徒27名となっている（甲A707号証120～126頁参照）。

(2) 本件事故前、町内には福島県立双葉翔陽高校が所在していたが、本件事故に伴い、県内に4校のサテライト校を設けていたが、2012（平成24）年4月にいわき明星大に集約し授業を再開していたが、2015（平成27）年度より生徒募集を停止し、2017（平成29）年3月末をもって休校となっている（甲A706号証）。

4 医療機関、福祉施設

本件事故前、町内には医療法人博文会双葉病院及び県立大野病院が所在していたがこれらを含めすべての医療機関が閉鎖されている。

また、特別養護老人ホーム「サンライトおおくま」が事業を営んでいたが、本件事故による避難に伴い閉鎖された。

5 商業施設

大川原地区に大熊食堂が開業しているほか、帰還困難区域内において営業が再開された施設はない。

第5 住民意向調査結果（2017年度）

1 概要

住民意向調査は、2012（平成24）年12月20日から翌年1月3日かけて第1回目の調査が行われ、その後、毎年1回調査が行われ、

最新の調査は、2018（平成30）年10月29日から11月14日にかけて行われ、調査結果は2019（平成31）年3月に公表された。

なお、大熊町については、2018年度調査結果は公表されていないため、以下の記述は、公表されている2017年度調査結果（甲A709号証）に基づくものである。

2 本件事故当時及び現在の居住形態

（1）本件事故当時の居住形態

震災発生当時の住居は、「持ち家（一戸建）」の割合が73.1%、続いて「家族どなたかのお住まい・実家」が7.9%、「民間賃貸住宅（集合住宅）」5.5%、「民間賃貸住宅（一戸建）」4.6%、「公営住宅」3.7%等となっていた。

（2）現在の居住形態

現在の居住形態は、「持ち家」の割合が59.8%、「応急仮設住宅（民間住宅・公営住宅等などの借り上げ型、無償）」が12.8%、「民間賃貸住宅（有償）」が9.5%、「公営住宅（有償）」が6.9%、「応急仮設住宅（プレハブ型、無償）」が3.5%等となっている。

3 世帯人数の変化

震災発生当時の世帯人数は、二人世帯が594と最も多く、続いて三人世帯540、四人世帯445、一人世帯361、五人世帯298、六人世帯177等となっていた。

現在は、二人世帯が814と最も多いことに変わりはないものの、続いて一人世帯が584に増加し、三人世帯480、四人世帯360、五人世帯190となっている。これを割合でみてみると、震災前は、二人世帯が23.33%、三人世帯が21.21%、四人世帯が17.48%であり、一人世帯は14.18%にとどまっていたが、現在は、三人世帯が18.82%、四人世帯が14.12%に減少する一方、二人世帯

が31.92%、一人世帯が22.90%に増加しており、複数世代による多人数家族の別離避難生活が進んでいることが窺われる。

4 就業状況

現在の就業状況は、「無職（職を探していない）」が42.4%と最多となっており、「無職（職を探している）」の6.2%を合わせると、無職者が半数近くとなっている状況である。本件事故前の大熊町における就労状況は、無職者は21.9%であり（2013年度住民意向調査結果による）、避難により無職となっている者は、事故前の2倍強となっている。

5 帰還の意向

（1）帰還の意向

ア 2017年度調査においては、避難指示解除後に「戻りたいと考えている（将来的な希望を含む）」は、全体で12.5%である。この数字は、2012年度調査（1回目）11.0%、同（2回目）11.3%、2013年度調査8.6%、2014年度調査13.3%、2015年度調査11.4%と推移してきた。

一方で、避難指示解除後も「戻らないと決めている」が全体で59.3%となっている。この数字は、2012年度調査（1回目）45.6%、同（2回目）42.3%、2013年度調査67.1%、2014年度調査57.9%、2015年度調査63.5%（甲A544号証）となっており、避難の長期化に伴い帰還しないことを決めた町民が半数を超え、現在では、おおむね60%の町民が「戻らないと決めている」ことが分かる。

イ 年齢別に見ると、避難指示解除後に「戻りたいと考えている（将来的な希望を含む）」は、29歳以下は9.3%、30～39歳で11.4%、40～49歳で10.3%、50～59歳で9.7%、

60～69歳で11.9%、70歳以上で15.7%となっており、年齢が上がるにつれて「戻りたい」と考える割合が増える傾向が見て取れる。

経年の調査結果を見ると、ばらつきはあるものの、おおむね29歳以下及び30～39歳の層において「戻りたい」と考える割合が小さく、60～69歳及び70歳以上の層において「戻りたい」と考える割合が大きいことがわかる。

ウ また、行政区別別にみると、「戻りたいと考えている（将来的な希望を含む）」の割合が高い地域は、中屋敷地区42.9%、大川原1区35.8%、大川原2区38.3%の比較的放射線量が低いとされ既に避難指示が解除された地区である。

(2) 帰還する場合の家族構成

ア 「戻りたいと考えている（将来的な希望を含む）と回答した327を母数として、帰還する場合の家族については、「家族一部での帰還を考えている」が36.1%と最も多く、次いで、「家族全員での帰還を考えている」が34.3%、「現在検討しているところ」が14.4%となっている。

イ 年齢別に見ると、70代以上(120)では「家族全員での帰還を考えている」が40.8%に上るのに対し、10～20代ではゼロ(5)、30代で26.9%(26)、40代で28.9%(38)、50代で34.3%(43)、60代で29.9%(87)にとどまっている(カッコ内は回答数)。70代以上を除いて全体の割合を下回っており、「家族全員での帰還を考えている」という回答の半数弱を70代以上が占めており、高齢者が家族全員での帰還を考えている傾向が強いことが読み取れる。

(3) 帰還を判断するための必要な情報

「大熊町へ戻ることを判断するために必要なこと」については、「道路、鉄道、学校、病院などの社会基盤（インフラ）の復旧時期の目途」が 71.8%、「放射線量の低下の目途、除染成果の状況」が 52.5%、「住宅確保への支援に関する情報」が 50.4%、「どの程度の住民が戻るかの状況」 50.1% となっている。

(4) 大熊町への帰還を判断できない理由・帰還しない理由

ア 帰還の前提・健康にかかわるものとして、「原子力発電所の安全性に不安があるから」が 24.1%、「放射線量が低下せず不安だから」が 20.6%、「中間貯蔵施設の安全性に不安があるから」が 20.1% 「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」が 14.5% となっている。

この結果から、原発事故によって環境中に放出された放射性物質による健康影響に対する不安が大きいことが浮き彫りとされている

イ 大熊町の復旧状況に関わるものとしては、「家が汚損・劣化し、住める状況にないから」が 26.7%、「医療環境に不安があるから」が 15.0%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」が 7.8%、「大熊町に戻っても仕事がなさそうだから」が 6.0%、「介護・福祉サービスに不安があるから」が 5.3% 等となっている。

この結果から、今後、特定復興拠点の整備が進み避難指示が解除される時点においても、生活に必要な医療機関、介護施設、福祉施設、商業施設の再開に不安を抱いており、また、帰還後の仕事に対する不安があり、町の復旧に期待が持てない状況に置かれていることが分かる。

ウ 今後の生活に関わるものとしては、「既に生活基盤ができている

から」が36.1%、「避難先の方が生活利便性が高いから」が16.7%、「高齢者、要介護者のいる世帯なので生活が不安だから」が12.5%、「帰還までに時間がかかるから」が7.8%、「避難先で仕事を見つけているから」が5.3%、「他の住民も戻りそうにないから」が5.3%等となっている。

本件事故により避難を余儀なくされてから長期間が経過して、既に避難先に生活基盤が形成されていることが帰還を選択しない理由となっていることが窺われる。

第3章 富岡町

第1 震災前の富岡町の状況

1 富岡町の沿革

(1) 1888(明治21)年の町村制によって発足した富岡村と上岡村のうち、富岡村は1900(明治33)年3月1日に町(旧富岡町)となり、上岡村は1950(昭和25)年6月1日に双葉町となった。この2つの町が1955(昭和30)年3月31日に合併して現在の富岡町が成立した。合併時の人口は、旧富岡町6,698人、旧双葉町6,215人、合計12,913人であった(甲A711=「富岡町史」第1巻718頁)。

(2) 明治町村制施行当時の富岡村、上岡村の人口はそれぞれ2,109人および1,954人合計4,063人で、現富岡町成立時の約3分の1の規模であった。

富岡村は、旧上郡山、下郡山、毛萱、仏浜、小良ヶ浜、小浜の各旧村が合併して成立したものであり、上岡村は日本岡・上手岡・大菅村の各旧村が合併したものであった。ちなみに、これらの旧村は明治以前の幕藩体制下では、単一の藩に属していたものではなく、幕領(旧

下郡山、毛萱、仏浜の各旧村)、多古藩領(旧上郡山村)及び棚倉藩領(小良ヶ浜、小浜、本岡、上手岡、大菅の各旧村)に三分割されていた(甲A711・480頁)。

(3) 旧小浜村の地域から、7世紀の官衙と寺院の遺跡が発掘されている(710頁)ことによって明らかなどおり、この地域は、古代から浜通りの要衝であった。18世紀半ばの旧小浜村の資料には「当村より平御城下へ九里半、相馬御城下へ十四里、三春御城下へ十五里半、江戸へ六五里」と里程が記されている(甲A711・345頁)。

町史は、宿場町としての富岡宿の状況をつぎのように要約している。「…富岡宿は、北浜通に所在する宿駅として、人馬継ぎ立てを行い、又、魚介類などの『生荷』(なまに)といわれる海産物、塩、浜通りに多く自生する竹などを、中通りの二本松・三春・川俣方面に盛んに輸送して、規模は小さいが、宿場町として繁栄し、日々活況を呈していたのである。」(甲A711・349頁)

このような浜通り中央に位置する「宿場町」としての役割は中間拠点としての今日の富岡町に引き継がれて来た(震災までは)。

2 富岡町の特徴

(1) 富岡町は福島県双葉郡に属する8町村(広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛生村)の1つで、震災前の最後の国勢調査(2010年10月1日現在)による人口は16,001人であった。これは双葉郡全体の人口72,822人の約4分の1にあたる。

(2) 震災前の富岡町が最後に刊行した「町勢要覧」(平成22年度版)(甲A713)は、富岡町の特徴をつぎのように記している。

「富岡町は、福島県浜通り地方の中央に位置し、北は大熊町、西は川

内村、南は檜葉町とそれぞれ境を接し、太平洋と阿武隈山地との間に広がる面積 68.47 km²、人口 16,000 人の町です。

町を二分して太平洋にそそぐ富岡川や阿武隈山地を流れる滝川渓谷、大倉山、麓山などの山々、断崖絶壁の海岸線、離れ島が散在する浜辺など豊かな自然に恵まれ、年間降水量 1,531 mm、年平均気温 12.8 °C と四季を通じてしのぎやすい温暖な地です。」

(3) 富岡町のシンボルとなる「木」はサクラ、「花」はツツジ、「鳥」は富岡川を訪れるセキレイとされている。これらが町のシンボルとして確立される過程は町民有志がこの地域を愛護するために果たして来た努力の結晶にほかならない。

3 町の「シンボル」の歴史的形成過程

(1) 富岡町内には、「富岡」、「夜ノ森」という 2 つの JR の駅がある。

このうち富岡駅は、1898（明治 31）年の磐城線（現常磐線）全線開通に伴って設置されたものであるが、夜ノ森駅はその後長期にわたる請願の結果 1921（大正 10）年によく開設されたものである。

富岡駅の取扱い貨物の総量は 1909（明治 42）年の時点で年間 3,623 トン（うち木材 1,191 トン、薪炭 1,442 トン）にのぼっていた（甲 A 711・925～926 頁）。

(2) 木材、薪炭などの林産資源は、主として富岡町の西隣にある川内村から移出されていたが、富岡駅より産地に近い位置に新駅の設置を求める運動を通じて、1921（大正 10）年 3 月 15 日に現在の夜ノ森駅が開業した。

夜ノ森駅はいわゆる「請願駅」で、鉄道用地 5,500 坪の無償提供、道路・水路のつけかえや建物移転などに要する全費用の地元負担等を

条件として、1918（大正7）年10月に鉄道省の設置許可を得たものであった。（甲A712=『富岡町史』別巻100頁）。

夜ノ森駅の物流の最盛期は1944（昭和19）年から1949（昭和24）年にかけての戦中・戦後期で、当時夜ノ森駅から発送された川内村の林産物は1日平均約200トンに上った、とある（甲A711・929～930頁）。

(3) 「富岡町の文化財ガイドマップ」（平成19年3月刊）によれば夜ノ森駅周辺のソメイヨシノの木は半谷清壽・六郎父子により、1900年（明治33）年に300本、1910（明治43）年に1,000本植え付けられたのをはじめとして、1926年の夜ノ森駅開設、1931年の上岡小学校（現富岡第二小学校）開設、1951年の双葉中学校（現富岡第二中学校）開設などの節目の年に地域住民によって次々と植え付けられたものであった（15頁）。

サクラの木の数は現在では約2,400本に達し、1975年頃からつづけられていた「夜ノ森さくら祭り」は次第に町外にも知られるようになり、2001年には約7万人、2006年には約15万人に及ぶ花見客を集めていた。（朝日新聞福島版2007年3月28日号）

(4) ちなみに、富岡町商工会の会員有志による「桜のとみおか委員会」が1998年にはじめた「桜文（さくらぶみ）大賞」（桜の思い出に関する手紙のコンクール）は2006年まで続き、その投稿募集に対しては、8年間に合計21,482通の応募が全国からあった（甲A717の5=朝日新聞福島版2007年3月28日）。

(5) 1926年に開設された夜ノ森駅の構内には、前述のとおりサクラの植付けも行なわれたが、1939年からは地元篤農家によりツツジ4,000株の植付けが行なわれた。

このツツジの数は町民の協力によりその後約6,000株に達し、1

981（昭和56）年度の全国「花と緑の駅コンクール」において夜ノ森駅は最優秀賞、総理大臣賞を受賞した（甲A715=「文化財ガイドマップ」16頁）。

毎年5月の花時には、JR常磐線の特急列車が夜ノ森駅通過時には時速30kmに減速する「徐行運転サービス」を行うほど、沿線の「名物」になっていた（甲A717の1=朝日新聞福島版1998年5月2日、甲A717の3=同2004年5月3日）。

(6)「町勢要覧」（甲A713）では、「富岡町の鳥」セキレイについて、つぎのように紹介している。

「水辺に生息するセキレイは、富岡川の清らかな流れとチチチッとさわやかなさえずりが人々の心を和ませます。」

町の中心を流れる富岡川では、毎年6月にアユ釣りが解禁されると釣りや川遊びを楽しむ家族連れが川岸を埋めた。また毎年8月の旧盆には恒例の「灯ろう流し」の行事が行われ、その後地元商店街の主催する花火大会が開かれるのが例であった（甲A717の2=朝日新聞福島版1998.8.18）。

(7)以上のとおり、富岡町民は約100年も前から、みずからの負担において夜ノ森駅を誘致し、駅周辺にサクラやツツジを植付け、それらをセキレイが象徴する清流とともに町のシンボルとして愛護し、かつ町外の多くの市民をも引きつけて町のにぎわい、繁栄を維持して来た。

4 富岡町における公共サービス

(1)双葉郡に属する8町村は、地方自治法286条に基づく一部事務組合として「双葉地方広域市町村圏組合」を構成し、一部の事務（公共サービス）を共同で処理している。（ただし水道事業は広野、檜葉、富岡、大熊、双葉の5町によって構成される双葉地方水道企業団が処理。）

町村圏組合が処理する事務は、消防、職員研修、廃棄物処理、斎場、介護認定審査会など多岐にわたる。

(2) これらの公共サービスの拠点のうち、消防署は富岡町と浪江町に置かれ、し尿処理施設（双葉環境センター）は富岡町に置かれ、下水処理施設（汚泥リサイクルセンター）は大熊町に、ごみ処理施設は楢葉町（南部衛生センター）と浪江町（北部衛生センター）に、斎場（聖香園）は双葉町に置かれて、それぞれ双葉郡内全域の需要に応えて來た。

(3) 富岡町消防署に所属する消防員は34名で主要装備はポンプ車、救急車、はしご車各1台である。

この陣容で、年間5～12件の火災に対処するとともに年間547件（平成21年実績）に及ぶ救急活動に対処して來た。

ちなみに547件の救急活動の内訳は以下のとおりである。（甲A714=「統計とみおか」平成22年版13頁）

急病 301件

交通事故 74件

一般負傷 81件

労働災害 6件

その他 85件

計 547件

(4) このような状況の中で、ボランティア組織としての消防団の活動が重要な意義を持つものであり、後述6のとおり富岡町消防団の歴史はそのことを示している。

5 「地域型商圏都市」としての富岡町

(1) 「統計とみおか」平成22年度版（甲A714）によれば、町内の事

業所数（平成18年度企業統計による）は892事業所、従業者数は7,717人となっている。（3頁）

主な産業別内訳はつぎのとおりである

建設業 147事業所 1,982人

卸売・小売業・飲食店 354事業所 2,076人

サービス業 231事業所 1,637人

なお、東京電力が公表している「発電所関連雇用状況」（平成21年12月1日現在）によれば、富岡町内の雇用者は協力企業分もあわせて929人であった。（甲A714・4頁）

（2）卸売・小売業の細目は、平成19年度の商業統計によれば、次のとおりである。（甲A714・5頁）

	商店数	従業員数	年間販売額
卸売業	33	168人	63億7320万円
小売業	176	1124人	180億0883万円

（3）福島県が1970（昭和45）年度から3年おきに実施している「消費購買動向調査」において、富岡町は「地域型商圈都市」の1つに選定されており、その商圈の特性が把握されている。

商圈の特性を示す指標として、

- ①居住人口に対する商圈人口の比率
- ②居住人口に対する地元購買人口の比率
- ③当該商圈都市の他地域からの吸引人口

が用いられている。

震災前の最後の調査である2009（平成21）年度の第14回報告書（甲A716）によって、同年度とその3年前、6年前のデータ（60頁以下）を一覧表にすれば次に記載する別表第1表および第2

表のとおりである。

(4) 第1表からは次のことが、読み取れる。

平成21年度において、富岡町の住民15,760人のうち、14,657人（93%）と町外の住民5,612人あわせて20,269人が、食料品を富岡町の中で購入している。

6年前と比較して、商圏人口は5,060人減っている。その要因として、居住人口の減少（△444人）を上回る地元購入人口の減少（△1,450人）もあるが、町外からの吸引人口の減少（△3,640人）の方が大きい。

(5) 第2表からは次のことが読み取れる。

平成21年度において、富岡町の住民15,760人のうち、セーター・ブラウスを地元の商店で購入した者は5,374人（34%）であり、多くの住民はこれを他都市（たとえばいわき市や福島市）で購入していると見られる。他方セーター・ブラウスを富岡町で購入するため町外から来る人々も7,356人あるので、商圏人口は6年前の水準を維持している。

(6) つまり、富岡町は食料品に代表される生活必需品を地元および近隣地域へ供給するとともにセーター・ブラウスに代表される「買い回り品」についてはその供給の一部を最寄りのより大きい都市に依存しているという特性を有している。

「商圈としての富岡町」に関する別表

消費購買動向調査の結果（富岡町分）

第1表—対象商品＝食料品

年度	A 居住人口(人)	B 商圈人口(人)	C 地元購買 人口(人)	D = B - C 吸引人口(人)
H15	16,204	25,359 B/A=156%	16,107 C/A=99%	9,252
H18	15,801	23,359 B/A=151%	15,359 C/A=97%	8,438
H21	15,760	20,269 B/A=129%	14,657 C/A=93%	5,612

消費購買動向調査の結果（富岡町分）

第2表—対象商品＝セーター・ブラウス

年度	A 居住人口(人)	B 商圈人口(人)	C 地元購買 人口(人)	D = B - C 吸引人口(人)
H15	16,204	13,219 B/A=82%	5,461 C/A=34%	7,758
H18	15,801	15,853 B/A=100%	7,426 C/A=47%	8,427
H21	15,760	13,330 B/A=85%	5,374 C/A=34%	7,356

6 富岡町における消防団の歴史

(1) 1889(明治22)年の町村制発足当時の富岡村には、旧村毎に若衆組(16歳以上40歳未満の男子の年齢集団)が存在し、それが消防活動を担っていた。

富岡村の成立に伴い、この若衆組がそのまま富岡消防組に移行した。上岡村についても同様の経緯があった。発生当初の組員数は富岡村450名、上岡村129名であった(甲A711・486頁)。ちなみに、この当時の各村の全人口は富岡村2,109人、上岡村1,954人である。

(2) 1955(昭和30)年の現富岡町成立に伴い、2つの消防団は合併して富岡町消防団となった。

そして、1971(昭和46)年には日本消防協会から「全国表彰」を受け1982(昭和57)年には、「消防庁長官旗」を授与された。1984(昭和59)年には福島県下消防大会で県下90市町村消防団の最高の栄誉にあたる受賞もしている(甲A711・713頁)。

ちなみに、1970~80年代において、消防団員の数は約300名で推移しており(甲A711・711~714頁)、震災前の2009年4月1日現在は303名(婦人消防隊37名を含む)であった(甲A714・12頁)。

(3) 出動や訓練などの負担が大きく、しかも実質上無償の奉仕にあたる消防団の活動が、長期にわたって高い水準で維持されるためには、それを可能にする濃密な人間関係が必要である。

富岡町消防団が前記のような実績を挙げたことはコミュニティに対して団員やその家族が強い帰属意識を有していることの証左である。

第2 富岡町の現状と町民の帰還意思

1 富岡町の「復興」状況

- (1) 富岡町の一部については、避難指示が2017（平成29）年4月1日付で解除された。帰還困難区域としてなお維持されているのは、小良ヶ浜、深谷、大菅、夜ノ森駅前北、夜ノ森駅前南および新夜ノ森の各地域で、その面積は約10km²である。これは全町の面積の約15%の範囲で、震災前の人口の約30%が居住していた区域にあたる。別言すれば震災前の町民のうち70%に対してはふるさとへの帰還することが許容ないし奨励されるようになり、それから既に2年が経過している。
- (2) また、解除後は町役場、双葉警察署、富岡消防署、福島県富岡合同庁舎、内閣府廃炉汚染水対策現地事務所などの官公署の事務が現地で行なわれるようになり、2017（平成29）年10月21日にはJR常磐線が富岡駅まで開通するようになった。
- スーパー・マーケットとホームセンターが出店する「さくらモール」も2017（平成29）年4月には「全面オープン」し、「災害公営住宅」も2018（平成30）年1月までに154戸（戸建て64戸、集合90戸）が用意された。
- (3) 一方、富岡町のホームページで公表されている「復興状況と町の現状」（甲A719）によれば、2018（平成30）年12月1日現在の「町民居住先の状況」はつぎのようになっている。
- | | |
|-----------------|----------------|
| 町内居住者（新規転入者を含む） | 826人（586世帯） |
| 県内居住者（富岡町を除く） | 9640人（4692世帯） |
| 県外居住者（国外を含む） | 2600人（1344世帯） |
| 計 | 12240人（6036世帯） |
- 「町内居住者826人」の中には、震災前からの町民でない「新規

転入者」も含まれている。

また、震災前からの町民の中でも、東京電力の関係者や官公署の勤務者で現地での業務・公務再開に伴って帰還した者も相当数存在すると見られる。「単身赴任」の割合が多いため、1世帯当たりの構成員が平均1.43人という少なさであることがこれを推認させる。

(4) 東京電力関係や公務以外の生業が町内で極めて乏しいことは、「米の作付け状況」に端的に現われている。震災前の富岡町においては762戸の農家が545haの田に稲の作付をしていたのに対し、稲作の本格再開が可能となった2018年度における見込み作付け面積は約10ha、関係する農業者はわずか4戸と1団体にとどまっている(甲A718=「政経東北」誌2018年5月号37頁)。

(5) 「一般町民の帰還は極めて少ない」という事実を更に如実に示すデータは、小中学校に通う子ども達の数である。

「統計とみおか」平成22年度版(甲A714)によれば、震災前の富岡町の子ども達の町内各学校への就学状況は次のとおりであった(2010(平成22)年5月1日現在)。

幼稚園(3園)	215人
小学校(2校)	959人
中学校(2校)	580人
高等学校	314人
養護学校	111人
合計	2179人

(このほかに保育所に通う乳幼児が245人いた。)

これに対し2018(平成30)年4月に再開された富岡町立小・中学校の児童・生徒数はわずか20人にすぎない(甲A722=東京

新聞 2018（平成30）年10月5日）。しかも、この20名も、現在町内に居住している「826人」に含まれているかは不明である。

なぜなら、小中学校の場合、何らかの事情で保護者が町内の学校に通わせるが、いわき市等に居住したままバス通学などを利用しているケースも見られるからである。

ここからは、「子どもが戻っていない」という実状が端的に見て取れる。

（6）富岡町のシンボルであるサクラは、いま次のような状態にある。

2017（平成29）年4月の避難指示解除に伴い、夜の森地区の一部においては花見が出来るようになり、2018（平成30）年からは「桜まつり」の名前も復活した。

しかし、全長約2.2kmに及ぶ桜並木のうち約1.9km（86%）が、なお帰還困難区域内にある。

2018（平成30）年の「桜まつり」の参加者は約1,200人で、これは震災前の16万人に対し100分の1以下の水準にとどまっている。（甲A717の7=朝日新聞福島版2018年4月15日）

（7）夜ノ森駅構内のツツジはその場所が帰宅困難区域に含まれたため、手入れが出来なくなった上、放射線によって汚染された（2016（平成28）年10月に実施した調査によれば、土壤とツツジから1kgあたり数万ベクレルが検出された）。そのため、約6000株のツツジはすべて伐採されることになった（甲A717の6=朝日新聞福島版2016年11月25日）。

2 「帰還」に関する住民の意向

（1）復興庁および福島県・富岡町は、2018（平成30）年8月～9月に実施した「富岡町住民意向調査」（有効回収率44.3%）の結果

を2019（平成31）年4月に発表した（甲A720）。

調査項目中の「帰還の意向」（問12）に対する全体的回答状況はつぎのとおりである（甲A720・10頁）。

既に富岡町で生活している	5. 2%
戻りたいと考えている	9. 9%
戻りたいが戻ることができない	18. 4%
まだ判断がつかない	16. 8%
戻らないと決めている	48. 1%
無回答	1. 5%

「戻りたいが戻ることができない」という回答と「戻らないと決めている」という回答が合計66. 5%を占めるのに対し、「戻りたいと考えている」回答は戻る時期が具体的に決まっていない者（「将来的な希望」にすぎない者）を含めてわずか9. 9%であり、すでに戻った者とあわせても15. 1%にとどまる。

年齢別に見れば、「戻りたいが戻ることができない」および「戻らないと決めている」者の割合は若い層ほど大きく、30代では77%にも及ぶ。

(2) ちなみに、2016（平成28）年度以前の「住民意向調査」では、「戻りたいが戻ることができない」という選択肢は設定されていなかったので、このカテゴリーの該当者は「まだ判断がつかない」と答えるか、もしくは無理にも「戻りたい」か「戻らない」を選択するしかなかった。

2016（平成28）年8月に実施された、「旧設問」による意向調査に対する富岡町民の回答状況は次のとおりであった（甲A721=「平成29年度原子力被災自治体における住民意向調査、調査結果（概要）」3頁）。

戻りたいと考えている	16.0%
戻らない	57.6%
まだ判断がつかない	25.4%
無回答	1.1%

つまり、2017(平成29)年4月1日付で町の大部分について、避難指示が解除されたにもかかわらず、確定的に「戻らない」という意向を表明した住民の割合は、2年前の57.6%から上記のとおり全体の3分の2にあたる66.5%にまで増加しているのである。

(3) 「戻りたいが戻ることができない」あるいは「戻らないと決めている」理由(複数回答可)のうち、「原子力発電所の安全性に不安があるから」とする者が前者では29.2%、後者では36.2%に達する(甲A720・17頁)。

「医療環境に不安があるから」(34.2%と32.4%)、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」(24.1%と24.5%)、「他の住民も戻りそうにないから」(25.9%と23.8%)も高い比率を占める。

(4) 「戻らないと決めている」者の60.4%は複数回答が許されているため「すでに生活基盤ができているから」とも答えている。しかし、客観的に見て「生活基盤ができている」という評価が当たっているとは到底思えない。

それは、「震災発生時の職業」(問6)および「現在の職業」(問11)への回答状況から推認される(甲A720・26頁および31頁)。

2つの質問に対する回答状況を一つにまとめると以下のようにな

る。

職業	震災発生時	現在
自営業	14.0%	7.4% (休業中1.4%を含む)
会社員 (事務・内勤)	19.6%	11.5%
会社員 (労務・外務)	18.0%	9.5%
パート・アルバイト	8.1%	6.1%
公務・団体職員	7.6%	5.0%
学生	1.4%	0.1%
無職	21.1% (求職中2.6%を含む)	49.9% (求職中6.9%を含む)
その他	3.8%	2.8%
無回答	6.3%	7.6%

(5) すなわち震災発生時に67.3%あった有業者は、39.5%に減り、無職の者が21.1%から49.9%に増えている（とくに求職中の割合が2.6%から2倍以上の6.9%に増えている）。

このことは、帰還を断念する理由として「生活基盤は出来ている」とみずからに言い聞かせつつ、実際にはふるさとが帰還すべき場所ではなくなっているために帰還を断念する人々が少なくないというこ

とを推認させるものである。

3 「空間放射線量の推移」について

線量測定の代表地点である富岡町役場ないし富岡町文化交流センターの位置は、森林地帯（後述のとおりその大半は除染されていない）を離れた、町の中心部の一点に過ぎない。

また、原子力安全委員会が2017（平成29）年7月19日に除染の目標値として設定した「年間1mSV」は「毎時0.23μSV」に相当するが、掲げられている最近の測定値0.179μSV／時は、これをわずかに下回るものにすぎない。ちなみに、自然界に存在する放射線量は0.04μSV／時程度である。

4 「健康調査の結果」について

特に問題ないとされる内部被ばく検査および外部被ばく線量推計結果は、いずれも富岡町から避難した町民個々人について、その被ばく状態を検査または推計したものに過ぎない。

すなわちこれらは、町民があとに残して来た富岡町という地域が安全な状態であることを示すデータではありえない。

5 「除染の状況」について

(1) 環境省が2018（平成30）年3月に公表した「東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質汚染の除染事業誌」（甲A723）によれば、避難指示解除日（2017（平成29）年4月1日）までに実施された除染等工事の実施規模はつぎのとおりである（218頁、表5-1）。

宅地 約6200件

農地 約 7 5 0 ha

森林 約 7 9 0 ha

道路 約 1 7 0 ha

(2) 富岡町内の「耕地」は 1 0 8 0 ha (内訳、田 8 8 1 ha、畑 197ha)

ある (甲 A 7 2 4、福島県統計年鑑 2 0 1 1 年版、1 2 8 頁) ので、

「除染」された農地は、その 7 割強にあたる。

しかし、「除染」の方法は表土を削り取って、そこに客土をするというものであり、農業の基盤となる沃土は、汚染物質と共に捨て去られるので、除染がされれば農業の再開が可能になる、という関係にはない。

ちなみに、富岡町内の農地のうち 1 % 程度にあたる約 1 0 ha については、「農業が再開できた」と報じられているが、「農業」の具体的な内容はバイオガス発電の燃料に用いるソルガム（コウリヤン）の栽培などが主なもので、食料の生産には至っていないと推定される (甲 A 7 2 5、東京新聞平成 3 1 年 1 月 1 日記事)。

(3) 富岡町内の森林面積は 4 1 2 2 ha (内訳、国有林 1 3 6 1 ha、公有林 4 1 4 ha、私有林 2 3 4 7 ha) である (甲 A 7 2 4、前記統計年鑑 1 4 2 頁)。従って、「除染」された面積は、その 2 割にも満たない。

しかも森林「除染」の具体的方法は、主として「住居等の近隣の林縁から約 2 0 mまでの範囲」を対象として行なわれたものに過ぎず、その態様も落葉などの堆積物を除去する、というにとどまる (甲 A 7 2 3、前記「除染事業誌」1 3 1 頁)。従って、山菜やキノコなどの林産物の採取が可能な状況には到底達していない。

ちなみに、富岡町に隣接する檜葉町で 2 0 1 8 (平成 3 0) 年 1 2 月 1 5 日に再開したそば屋「やぶそば」は、名物の天ぷらそばの食材に用いる山菜やキノコを地元の山で採取することを断念し、スーパー

マーケットから仕入れている（甲 A726、東京新聞平成30年12月30日記事）。

(4) しかも、このように極めて限定的範囲で行なわれた「除染」作業それ自体が、いまだ完結されていない。

除染作業によって除去された土壤等はフレコンバッグに詰められ、中間貯蔵施設（大熊町、双葉町所在）に搬出されるまで、各町村内の仮置場に置かれるものであるところ、仮置きされた汚染土壤等の量はピーク時（平成29年3月）の756万袋から最近（平成30年12月）の605万袋まで漸減しただけである（甲 A727、環境省 HP 「除染仮置場等の状況について」2019（平成31）年4月26日）。

6 「避難の状況」について

(1) 平成30年12月1日時点の「居住者数は826人（586世帯）」という数字（甲A719・6頁）には、避難先から戻った住民のほか、外からあらたに転入した住民の数が含まれている。新・旧住民数の内訳は、なぜか公表されていない。しかし、避難先から町に戻った住民の数は、住民意向調査の結果から推計することが可能である。

同調査には、「あなたが現在お住いの地域を教えてください」という質問項目が含まれており平成31年3月版の報告書（甲A720・29頁）によれば、富岡町居住者は回答世帯数（2992世帯）の6.0%である。対象世帯は6748世帯であるから（甲A720・3頁）、その6.0%は405世帯にあたるので、富岡町居住者とされる586世帯のうち、3割程度は町外からの新規転入者と推定される。

(2) 避難した町民のほとんどが、戻っていないという状況は小中学校の児童生徒数の状況に顕著である。

大震災発生時点（2010年度）において、富岡町では小学生93

7名、中学生550名がそれぞれ小・中学校に通っていたが、2018年4月に再開した小学校に通う児童は14名、同じく中学校生徒は6名にすぎない。2019年4月からは、小学生2名の進学に伴い、中学校生徒が8名に増えるが、小学校の新入生がいないため、小学校児童の数は12名に減る予定である（甲A728、2019年1月6日河北新報記事）。

7 「復興状況」について

(1) 商業施設、教育関係施設、医療施設は一部再開されているものの、いずれも「復興」と言うにはほど遠いものである。

教育施設については前述したとおりであるが、以下において、商業施設および医療施設の「再開」状況について反論すると共に、建物の建築確認状況から見た町の変貌状態に関する主張を追加する。

(2) 原発事故前の富岡町の産業の概要

ア 事業所

2006（平成18）年の事業所・企業統計（総務省）によれば、富岡町では、892の事業所にて7、717人の従業員が稼働していた（甲A714・4頁）。

イ 商業

2007（平成19）年の商業統計調査（経済産業省）によれば、富岡町では、卸売業では年間約63億円余り、小売業では年間180億円余りの販売高を計上していた（甲A714・4頁）。

ウ 工業

2008（平成20）年の工業統計調査（経済産業省）によれば、富岡町では、75億円余りの製造品出荷額を計上していた（甲A714・4頁）。

エ 漁業

相双漁業協同組合富熊支所の集計によれば、富岡町では、120、000kg余りの漁獲総量があった（甲A714・5頁）。

オ 農業

福島県統計年鑑によれば、富岡町では、平成18年当時において、総額21億7千万円程度の農産品を生産していた（甲A714・6頁）。

（3）原発事故後の富岡町の産業の概要

原発事故の発生により、富岡町は全域が避難指示区域となり、全ての産業における生産活動が停止した。その後の富岡町の各産業の状態は以下の通りである。

ア 事業所

2016（平成28）年の経済センサス（総務省）において、富岡町における事業所数は確認できない（空欄となっている。甲A732）。

イ 商業

2014（平成26）年の商業統計調査（経済産業省）において、富岡町における、卸売業及び小売業の販売高を確認できない（空欄となっている。甲A733）。

ウ 工業

2014（平成26）年の工業統計調査（経済産業省）において、富岡町における、製造品出荷額を確認できない（空欄となっている。甲A734）。

エ 漁業

福島県統計年鑑2018によれば、平成25年における、相双地区における漁業経営体は確認できない（空欄となっている。甲A735）。

オ 農業

福島県統計年鑑2018において、富岡町の農家戸数は確認できな

い（空欄となっている。甲 A 7 3 6）。

(4) なお、富岡町内の商業施設として『さくらモールとみおか』のほか、『ヨークベニマル』、『ダイユーエイト』、『ツルハドラッグ』及び地元飲食店によるフードコートも、営業中である。

しかし、「ヨークベニマル」以下列挙されている各店舗は、「さくらモールとみおか」とは別に存在するものではなく、すべて「さくらモールとみおか」の中に、その構成部分として存在するものである。

しかも、「ヨークベニマル」、「ダイユーエイト」、「ツルハドラッグ」の営業は、いずれも午後7時には終了し、地元飲食店3店の営業はランチタイムだけであって、商業施設としての機能はきわめて限定的である（甲 A 7 2 9、富岡町 HP「さくらモールとみおか」からのお知らせ）。

この状況は、卸売・小売業および飲食店が354軒あり、そこに200人余りの人々が働いていた、という震災前の状況（甲 A 7 1 4、3頁）とは比べるべくもないものである。

(5) 医療施設はたしかに再開されたものの、その利用者は極めて少ない。

最大の医療施設である「ふたば医療センター」でさえ再開後の3ヶ月余の間に治療を施した患者数はのべ622人（1日あたりわずか6.2人）にとどまる。

同センターは富岡町だけでなく双葉郡全域の需要に対応する施設であるところ、全患者のうち富岡町民の比率は15.9%すなわちのべ99人（毎月1回の通院を平均的な利用状況と仮定すれば、実数はわずか30人程度）である。（甲 A 7 3 0、ふたば医療センター付属病院患者報告）

(6) 富岡町内に従前存在した家屋5889棟のうち震災および長期避難に伴って、全壊ないし半壊した家屋は4043棟あった（甲 A 7 1 9、

「復興状況と町の状況」2018（平成30）年12月1日現在)。

2017（平成29）年4月1日に避難指示が解除された後の1年6ヶ月の間の建築確認処分全部を調査した結果に関する原告代理人の報告書（甲A731）によって、建築の状況から見た「復興」の特徴を整理すれば次のとおりである。

ア 町内の全壊・半壊建物の数約4000棟に対し、2017（平成29）年4月～2018（平成30）年9月の間（1年6ヶ月）の建築確認処分件数217件は、わずか5%程度であり、あまりにも少ない。

イ 217件のうち、戸建住宅（店舗等の併用を含む）の数は77棟、その総床面積は10458.79m²にとどまるのに対し、共同住宅・長屋は49棟（485戸）、その総床面積は18201.61m²であり、これに宿舎・下宿・ホテルの床面積を合算すると39517.05m²に達する。

すなわち、全体で約50000m²に相当する新築住居スペースの約80%は、帰還住民ではなく、除染・廃炉等の仕事に従事する人々が滞在するために用意されたものと推定される。

ウ 新築される共同住宅・寄宿舎等の位置を地図上に落としてみると、それが富岡駅の山側に広がる町の中心街に展開していること、すなわち従前の商店街は寄宿舎・アパート街に変貌しつつあることが一目瞭然である。（甲A731添付図面参照）

エ 店舗・事務所・工場を使用目的とする建物26棟のほとんどは、建築業の施設であり、かつその建築主には著名なゼネコンが含まれている。建築業以外の使用目的を持つ建物は26棟のうち6棟に過ぎない。

このことは、離散した富岡町民の生業として見るべきものが町内にまだほとんど復活していないことを物語っている。

オ 他方、福島第一原発の廃炉作業の従事者現在約4000名いると報

じられており、本格的廃炉作業の着手としてのデブリ（溶融核燃料）の性状確認は本年2月13日に始まったばかりである。廃炉作業には政府の計画によっても今後30～40年を要するものとされている。

富岡町内に林立する共同住宅・寄宿舎等の施設は、この廃炉作業等に対応する永続性を有し、それが今後の富岡町の基幹部分を形成するものであろうと推定される。

(7) このような富岡町の現状から、富岡町では、2012（平成24）年9月に策定した災害復興計画の修正を余儀なくされた。

すなわち、2012（平成24）年9月26日に策定された富岡町災害復興計画（第一次）（甲A737）では、帰還政策を柱とする復興計画を策定したものの、その後、富岡町では、大多数の住民は帰還しない見込みであるという現実を直視し、復興計画の修正を行った。

富岡町災害復興計画（第二次）の「はじめに」には以下の記載がある。大多数の町民はもはや戻らないという厳しい現実を認識しつつも、何とか関わりをつなぎ止めようとする町の苦悩が垣間見える記載である（甲A738・本文2頁～3頁）。

どの道を選んでも、ふるさとに誇りを感じ、
富岡のつながりを保ち続けられる町
これから加わる仲間も
居心地よく親しめる地域をめざして

- ◇富岡町は、帰還する【第1の道】・しない【第2の道】の二者択一ではなく、今は判断できない(しない)【第3の道】を含めたあらゆる町民の意向を尊重します。
- ◇町民と町との関わりの継続や将来帰還、さらに新たな住民も含め、魅力あるまちづくりを進めていきます。

避難指示区域の再編など、町民と町を取り巻く社会状況は短い間に激しく変わり町民意向は細分化しました。一方で、子どもたちが安心して住める町を取り戻すには長い時間が必要です。

町民一人ひとりの復興のために、町民中心の検討委員会で様々な課題を拾い集めた結果、二次計画には「一人ひとりのあらゆる選択を尊重する」視点が必要との結論に至りました。

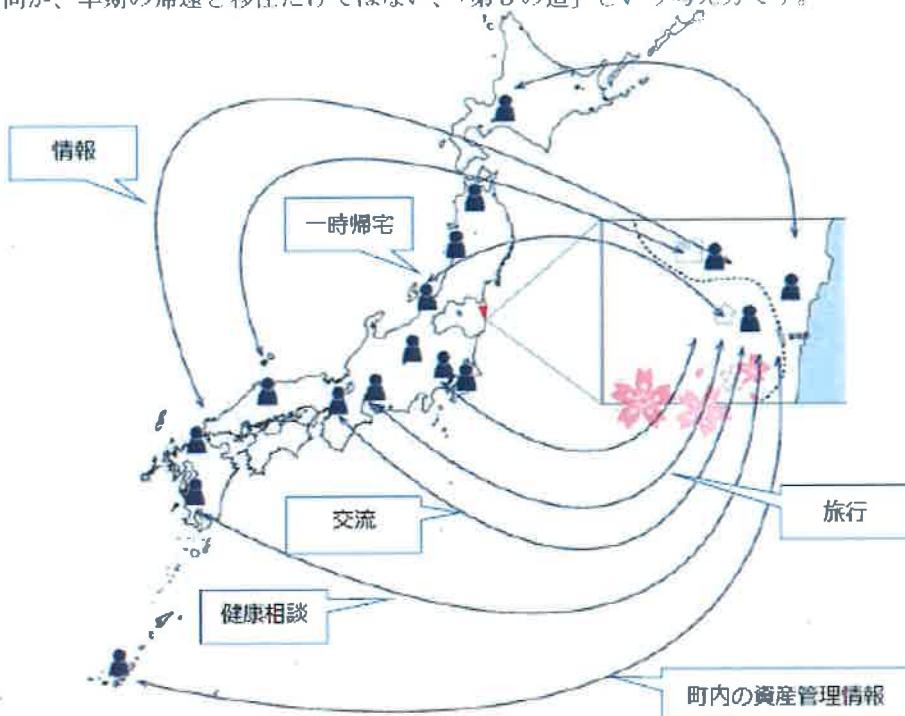


『第3の道』という考え方

町民にとっての「生活再建」と「帰還」、あるいは「町との関わり方」は、それぞれの立場や家族の状況などによって大きく異なります。

子どもの独立や、親の介護の状況の変化、自分たちの定年など、時間の変化で帰還と向き合う場面が訪れるかもしれません。そのため、町民にとっての復興や帰還はかなり長期的な視点からとらえる必要があります。

「生活再建」や「帰還」という問題は、「避難指示が解除されたら解決する」という単純なものではなく、年齢や家族の状況などに応じて多様であり、その解決には時間がかかる問題です。「すぐに戻ることはできないけれど、いずれは戻りたい」、「戻れないけど町や町民と関わってみたい」こうした多くの人たちの生活再建と町の復興をめざす方向が、早期の帰還と移住だけではない、「第3の道」という考え方です。



いつでも、どこでも町民と町がつながっていられる地域づくりのために

2015（平成27）年6月に制定された修正後の復興計画では、2025年時点で帰還する町民の人口を2,500人（事故前の約15%）、町外から移り住んでくる廃炉技術者や作業員数を1,600人と推計した（甲A738・本文8頁）（なお、帰還人口2,500人という推計値も、上記の富岡町の現状に照らせば、高めの推計値である

と言わざるを得ない)。

すなわち、富岡町では、商業、工業、農業、漁業のいずれにおいても、原発事故前の水準に回復することは不可能であることを前提として、今後は「廃炉作業の前線基地」として存続するほか無いことを認めざるを得なかつたことを意味する。

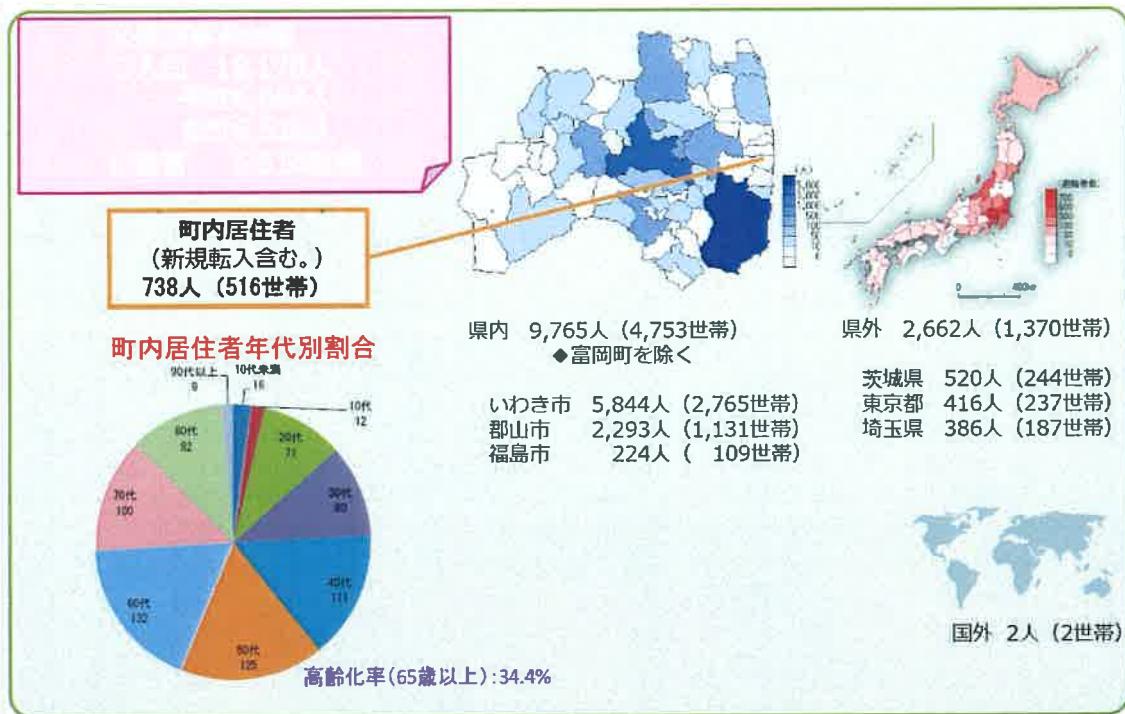
今後、町の人口、税収等が確保されるとすれば、公法人としての富岡町の存続は考えられるであろうが、町の姿は避難住民がかつて享受していた「ふるさと」の姿とは似ても似つかぬものになるのは必至である。

8 地域のアイデンティティの喪失の危機

原発事故により、富岡町民は、福島県内外ともに広域に分散することとなつた。2018（平成30）年12月1日時点における富岡町民の居住先は以下の通りである（以下の図は、甲A739・本文6頁より）。

町民居住先の状況

H30.08.01現在



また、富岡町内の広い範囲が立入り制限区域となつたため、各住民が所蔵・保管している古文書、古記録、写真、民具など（いわゆる文化財）が、自宅の老朽化に伴う大量のカビの繁殖、自宅の解体に伴う廃棄などにより、継承が困難な状況に陥っている。富岡町では、原発事故前から脈々と続いてきた地域のアイデンティティが喪失されかねないとの危機意識のもと、地域資料の保存に向けた活動に着手している。富岡町が有する危機意識について、富岡町の災害記録には、以下の記載がある（甲 A 740・本文88頁）。

記

2014（平成26）年8月の富岡町の住民意向調査では、町への帰還を望むものは11.9%、残りの90%弱が「迷っている、わからない」か「帰還しない」だった。つまり、数年後の帰還宣言後、どれだけの住民が帰還するか分からず、地域がどのように再生できるか、まったく予想が立てられない現状があり、このままでは富岡町や双葉郡の成り

立ちが分からなくなる恐れさえ出てくる。特に、「富岡町史」は30年前を最後に、以降は編纂されていない。そして、東日本大震災・原発事故が起きた。これによって双葉郡は「原発事故の被災地」というキーワードで世界的に発信されることになってしまった現実。今後、富岡町や双葉郡地域は、その大きな負の遺産のもとに語られることになってしまうのではないか。双葉郡地域を語る起点が「2011年の原発事故」に一元化されてしまうのではないか……

以上

また、地域のアイデンティティの喪失は、資料の喪失のみならず、富岡町民があふるさとを肯定的に語れないという側面からも進行している。

富岡町民があふるさとを肯定的に語れないことによる心の傷について、富岡町の災害記録では、次のように記載されている（甲A740・本文86頁）。

記

一部の町民は、賠償金や医療費などの無料措置で避難先住民との関係に問題が生じることがあり、双葉郡内や富岡町から避難してきたことを隠すなど「双葉郡で生きてきた」というアイデンティティを否定しないと避難生活が継続的ない状態だった。それは、ふるさとの歴史と文化を否定せざるを得ないことに繋がり、原発事故災害により人々が追った深い心の傷の表れだった。そんな精神状態などを少しでも解消したいという強い思いを抱いた。

以上

先祖から當々と続いてきた當みが否定されることによる苦痛が、筆舌には尽くしがたいものであることが、富岡町の災害記録からも窺える。

原発事故は、相双地区の人々の歴史を奪ったのである。

9 地域の分断

原発事故は、地域の分断も引き起こした。

原発事故後、富岡町は全域が避難指示区域となり、2013（平成25）年3月25日には、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域にそれぞれ再編された。

2017（平成29）年4月1日をもって、居住制限区域及び避難指示解除準備区域は解除されたものの、現在も帰還困難区域の指定は維持されている（甲A739・本文4頁）。

また、各区域の人口比は以下の通りであった（甲A738・本文9頁）。

区域	面積（割合）	人口（割合）
帰還困難区域	10 km ² (15%)	4,800人 (30%)
居住制限区域	34 km ² (50%)	9,800人 (60%)
避難指示解除準備区域	24 km ² (35%)	1,400人 (10%)

富岡町は、等しく強制避難を余儀なくされた町民間の分断を招かないために、区域の違いによる賠償格差が生じないように被告方に働きかけをしてきた。

しかし、中間指針第4次追補において、区域ごとに賠償額に差を設ける指針が策定されたため、自宅の放射線量も避難経過もほぼ同様の地域でありながら、道路1本を挟んで賠償額に大きな差が生じる事態となつた。

その結果、富岡町は賠償格差による地域の分断という課題にも直面している。その苦悩は、富岡町の災害記録に記載されている（以下の記載

は、甲 A 740・本文 83 頁より)。

記

平成 25 年 12 月 26 日、中間指針第 4 次追補が発表された。賠償の枠組みが大きく変わり、8 月までにすべての市町村で完了した避難指示区域の見直しが反映され、区域の違いによりそれまでに認識していた賠償の内容に相当の差がつくことになった。それを知った瞬間、賠償担当の職員は「これは恐ろしいことになるぞ」とめまいを覚えた。案の定、電話が鳴りっぱなしになった。「区域見直しをしても賠償はみんな同じになると言っていたはずだ！」…原子力損害賠償紛争審査会・東京電力の方針であること、不服については ADR (原子力損害賠償紛争解決センター)への申し立てを利用できることなどを案内するしかなかった。

損害賠償対象の範囲の具体化は、対象外とされるものを明確にもする。(中略)

筆舌に尽くしがたい……原子力災害による全町避難ということ自体がすでにそうだったのだが、この原子力損害賠償をめぐって、あらためてそんな思いに襲われる。その被害の計り知れなさと理不尽を自明・合理のものとしてゆかなければならぬ対策、それにともなう無理から生じる歪みと混乱が、国・東京電力をはじめそこに巻き込まれた町民に至るまでの言動にあらわれていると感じるときだ。対する人と事との組み合わせ次第で、憶測と噂の的になるような事例も出てくる。こうしたあらわれの一つ一つが、原子力災害の途方のなさを描き出している……。

もとより賠償問題には、個々の境遇や事情といったプライバシーが密接にからんでくる。しかし、逆にそうだからこそ、真っ当な賠償が行われ町民一人一人の基本的人権が、そのいのちと生活が守られるよ

うに努め続けるしかないのだと思い直す。まだ請求をしていない町民もいるのだからー。

以上

富岡町の災害復興計画（第二次）にも、「中間指針第4次追補による賠償格差について、県や関係市町村と連携し、国、東京電力へ強く改善を要望しています」と記載されているものの（甲A738・本文12頁）、かかる富岡町の訴えは無視されたままである。

被告の賠償対応の結果、富岡町はふるさとの分断という事態にも直面するに至っている。

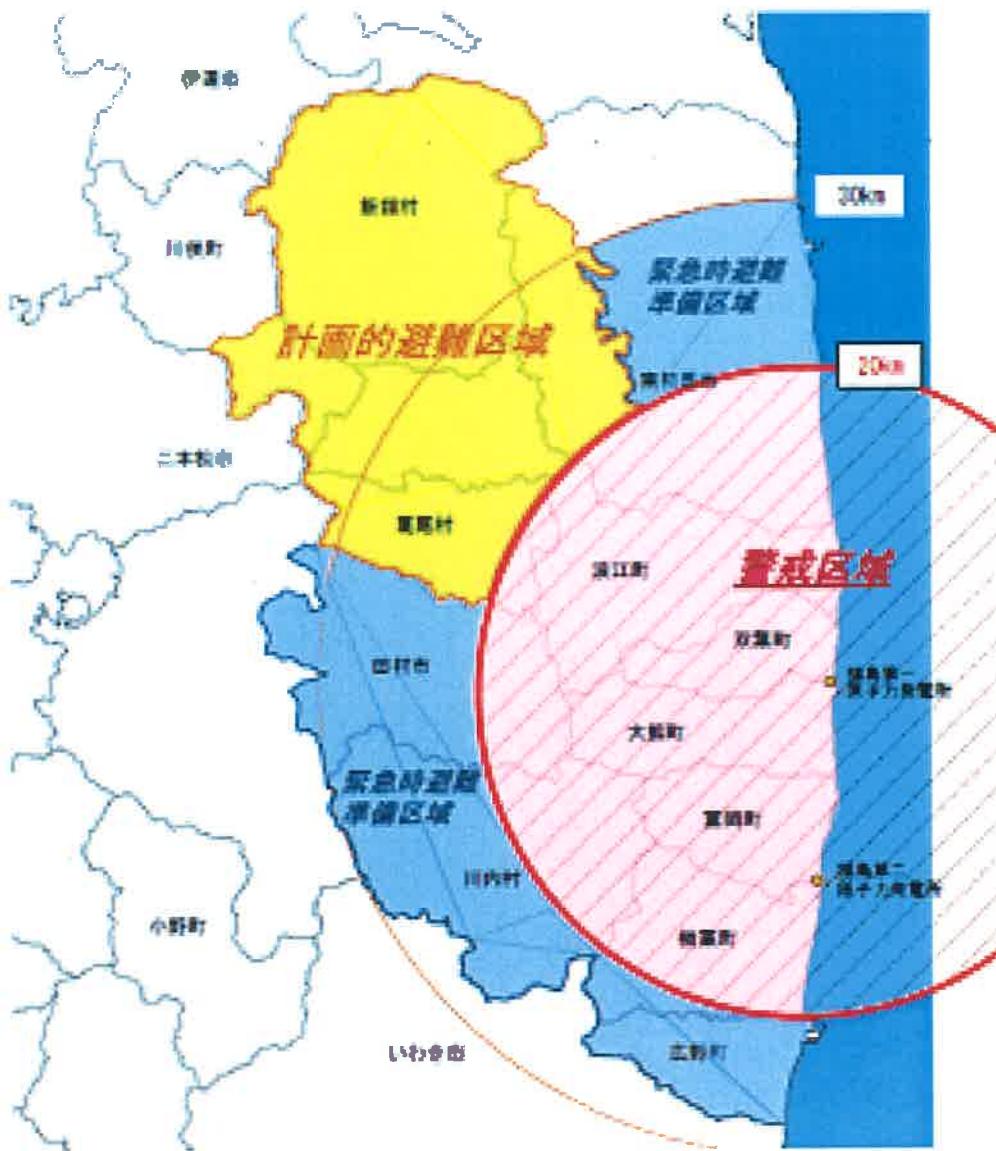
第4章　浪江町

第1　避難指示等

本件事故当時、浪江町に住民登録をしていた人口は21,434人であった（甲A569）。

本件事故により、2011（平成23）年4月22日、浪江町は、地図1記載の通り、警戒区域及び計画的避難区域に指定された。

地図1 2011（平成23）年4月22日時点の避難区域の状況（福島県ホームページより）



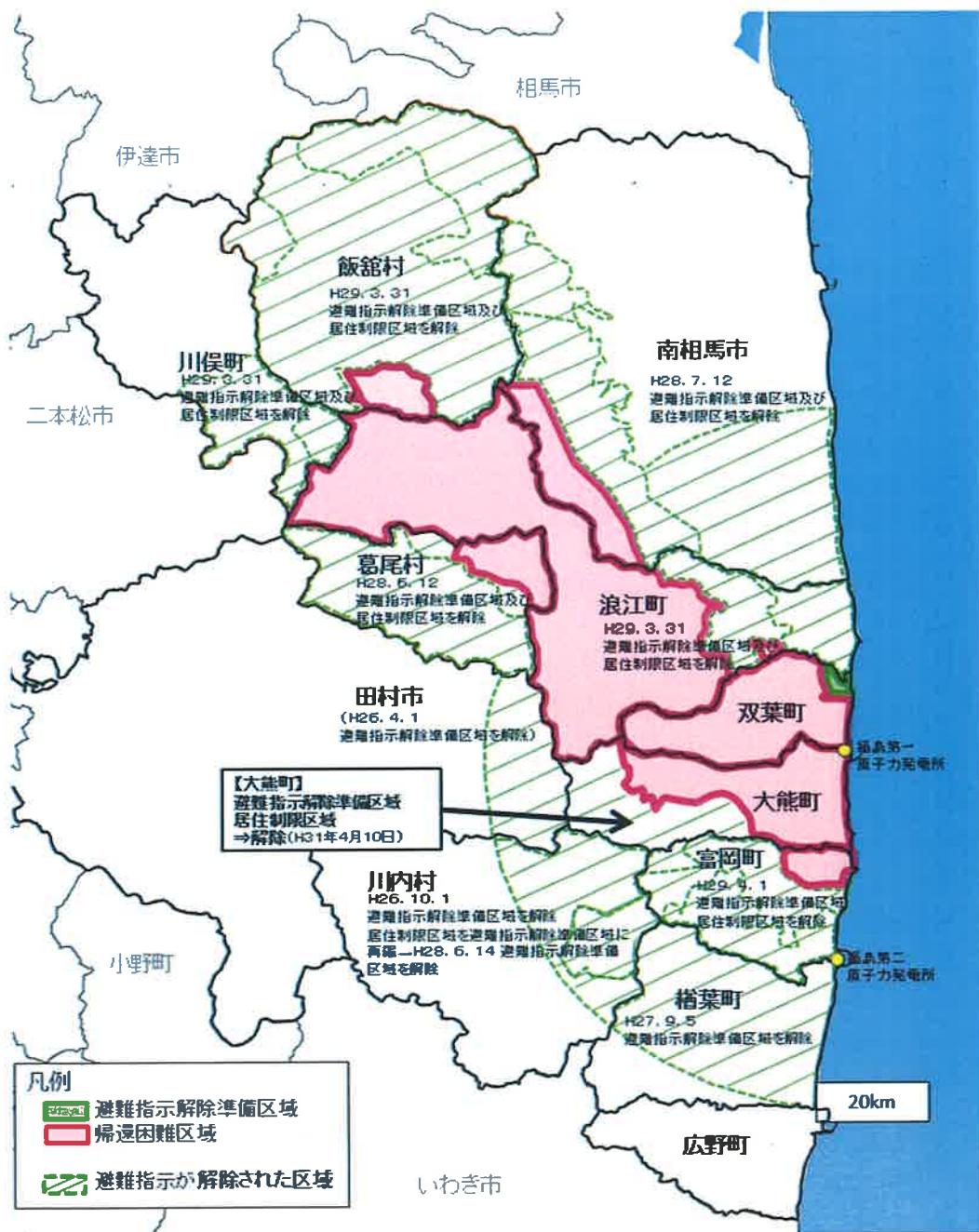
その後、2013（平成25）年4月1日に避難指示区域の再編が行われ、浪江町は、海沿いの区域が避難指示解除準備区域、その他の区域が居住制限区域、西部から北部が帰還困難区域に指定された（甲A601）。

2017（平成29）年3月31日、浪江町の避難指示解除準備区域及び居住制限区域の指定は解除された。

そのため、現在は、浪江町は、帰還困難区域の地域と、避難指示が解除された区域とに分かれている。2019年4月10日現在の避難指示の状況は、地図2のとおりである。

現在の避難者数は、20,449人（2019（平成31）年3月31日現在）である（甲A741号証）。

地図2 2019年4月10日時点の避難区域の状況（福島県ホームページより）



第2 浪江町の状況について

1 住民の状況について

2019年4月末現在の浪江町の町内居住者数は、1008人、6

57世帯である（甲 A742：浪江町ホームページ）。一世帯当たりの世帯人数は約1.5人であり、おおむね、一人世帯と二人世帯が半数ずつという状況である。

他方で、住民基本台帳上、浪江町民の数は、17,404人6,874世帯であるから、1世帯あたりの世帯人数は2.5人であり、従来は、3人世帯以上の家族が多くいたことがわかる。

しかし、帰還している者は、単身世帯及び二人世帯という形で帰還しており、従来の3人以上の家族という形から、2人以下の世帯という形に、家族状況は変化している。

また、上記「町内居住者数」には、本件事故当時浪江町で生活していた人以外の人が多く含まれている。

すなわち、避難指示が解除された当時の2017（平成29）年3月31日時点で、避難者数は20,789人であったところ、2019（平成31）年3月31日時点では、避難者数は20,449人である。

避難者が帰還して浪江町に居住しているのであれば、この避難者数は減少するはずであるところ、2017（平成29）年3月31日から2年間で避難者は340人しか減少していない。

また、この減少した避難者のうちには、死亡した数や、他の町村で定住することを決め、避難を終了した人も含まれることからすれば、浪江町への帰還者数は、340人よりも少ないのである。

したがって、浪江町の居住者数966人のうち、本件事故当時浪江町に居住していた人の数は、最大で340人であり、残りの626人（全体の約65%）は、浪江町以外の地域から転入した住民（新規住民）ということになる。

最終準備書面第2分冊でも主張した通り、浪江町を含む一審原告ら

の居住地域では、古くからの知りあいと、気兼ねなく、日常的な交流を行っていたことにより、困ったときはお互いに助け合い、何らの不安もなく、安心して生活を営むことができた。

しかし、現在では、帰還者はごく一部にすぎず、帰還者よりもさらに多い新規住民が居住していることもあり、本件事故以前にあったような気兼ねない交流を可能とするコミュニティを結ぶ相手が失われてしまったのである。

2 公共交通機関

浪江町では、JR 常磐線は浪江駅から夜ノ森駅（富岡町）間でいまだ復旧していない。

2018（平成30）年4月から、浪江町と南相馬市の間を結ぶ循環バスが運行しているが、月曜日、水曜日、金曜日の週3日、各4便しか運航しておらず、交通機関としては不十分な状況である。

3 施設等

(1) 商業施設は、ガソリンスタンド3か所、コンビニ2店舗、あぶくま信用金庫浪江支店、まちなみマルシェ（仮設商業施設）、東邦銀行が営業再開をしている。

(2) 教育、保育施設

保育園、幼稚園はすべて休業、休園している。

2018（平成30）年4月5日から、幼保連携型認定こども園が開園されているが、一か所のみである。また、この施設では、満3歳未満の児童の保育、教育は行われていないし、定員は15名にすぎない（甲744号証：浪江町ホームページ、甲745：すくすくひろばホームページ）。

小学校、中学校は、町内で再開・開校しているのは、2018（平成30）年4月から、なみえ創成小学校、なみえ創成中学校のみである。

しかし、生徒数は2018（平成30）年度が10人（小学校8人、中学校2人）であり、2019年度は12人（小学校10人、中学校2人）にすぎない。

避難先で授業を続けてきた浪江中学校は、在籍生徒がいなくなり、2019年度からは休校となっている。

2010年度は、小学校の生徒が1,162人、中学校の生徒が611人で、合計1,773人であったことからすれば、その1%にも満たない状況である（甲728：河北新報記事）。

浪江高校は、2017（平成29）年3月末で休校し、浪江町内には高校もない。

（3）医療機関、福祉機関

医療施設は、浪江診療所が2017（平成29）年3月に開設された。しかし、土曜日、日曜日の診療はなく、診療科目も内科と外科のみである（甲A746：浪江町ホームページ）。

また、診療所であり、入院施設はない。また、介護福祉施設は、浪江町内には存在しない（甲A747：ふくしま復興ステーションホームページ）。

（4）小括

このように、浪江町では、日常的に生活を行うために不可欠である、商業施設、小中学校、保育園、医療機関、介護福祉施設の復興が果たされていない状況である。

第3 住民意向調査について

1 住民意向調査の経過について

浪江町の住民意向調査は、2013（平成25）年1月に第1回目が行われ、その後、2013（平成25）年8月、2014（平成26）年8月、2015（平成27）年9月、2016（平成28）年9月に調査が行われた。

もっとも最近に行われた調査のうち、詳細な調査結果が出されているのは、2017（平成29）年12月11日から2017（平成29）年12月25日に行われた住民意向調査である（甲A748号証「浪江町住民意向調査報告書（平成30年3月）」以下、本項において、「報告書」という）。

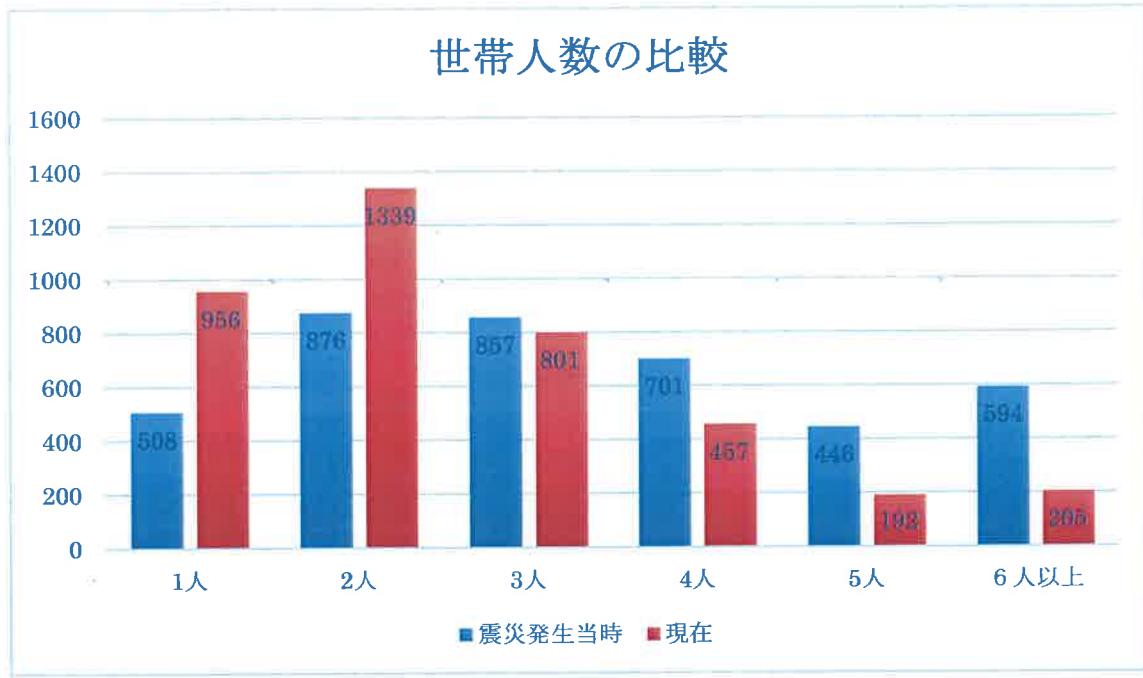
報告書では、4,092世帯の回答について、報告が記載されている。

以下、住民意向調査に基づいて、浪江町民の意向や浪江町の状況について確認する。

2 現在の状況

（1）世帯人数

震災発生当時と現在の世帯人数の比較は次の通りである。



このように、震災発生当時に比べ、現在は一世帯当たりの世帯人数が減少している。すなわち、震災発生当時は、二世代、三世代で生活していた（世帯人数が3人以上）ことも多々あったが、現在では、世帯人数が1人、2人である世帯が多くなり、3人以上の世帯は減少している。

これは、本件事故による避難や帰還に関する意思決定の違いなどにより、家族が離散していることがわかる（報告書7頁）。このことは、「すぐに・いずれ（浪江町に）帰還したい」と回答した人について、帰還する場合の家族について、「家族の一部」と回答した人が40.1%であることからもわかる（報告書11頁）。

(2) 帰還の意向

回答者のうち、3,933世帯は、浪江町以外に居住している（報告書8頁）。

浪江町への帰還については、「帰還しないと決めている」と回答したのが49.5%、「まだ判断がつかない」が31.6%、「すぐに・いずれ帰還したいと考えている」が13.5%、「すでに浪江町に帰還している」

が3.3%である。

年代別では、「帰還しないと決めている」のは、10～20代が55.8%、30代が63.9%と特に高いが、他の世代でも45%～50%程度で、全体として高率である。

「すでに浪江町に帰還している」と「すぐに・いずれ帰還したいとかなえている」と回答した人の年代は、10代～20代が11.7%、30代が9.2%、40代が13.6%、50代が17.8%、60代が18.6%、70代以上が17%であり、40代以前の青年、壮年層が比較的少なく、50代以降の世代が比較的多いが、それでも全体として2割にも満たない状況である。

「まだ判断がつかない」とした世代は、いずれも30%程度である。

(3) 浪江町において不足しているもの

すでに帰還している住民にとって、今後の生活において必要だと感じていることは、「商業施設の再開・充実」が83.8%、「医療施設の拡充」が78.7%、「介護・福祉施設の再開・充実」が50.7%、「防犯体制の強化」が50%、「鉄道等の公共交通機関の再開・充実」が45.6%、「継続的な健康管理等、放射線に対する不安解消への取り組み、線量低減対策」が34.6%、「雇用確保の支援」が28.7%などとなっている（報告書10頁）。

特に、雇用確保の支援については、10代から50代までの就労年代では、50%～60%と高い数字となっており、雇用確保の必要性が高いことがわかる（報告書36頁）。

このように、上記第2項に記載した通り、町の商業施設、医療環境等の復興がなされていないことが、帰還者の生活上の支障となっていることがわかる。

(4) 帰還するまでの支障

「すぐに・いずれ帰還したい」と回答した人のうち、帰還の時期については、20.6%が「すぐに帰還したい」、31.2%が「いずれ帰還したい（5年以内）」、24.7%が「いずれ帰還したい（5年以降）」、15.2%が「わからない」と回答している（報告書12頁）。

「すぐに帰還したい」とした人のうち、帰還する場合に不足していると感じる支援については、「買い物への支援」が67.5%、「健康や介護に関する支援」が50%、「住宅の修繕や建て替えへの支援」が45.6%であり（報告書12頁）、商業施設や医療、介護施設の復興が進んでいないことや、住環境の整備に関する支援が足りないことが挙げられている。

同じく、帰還する場合の条件についても、「医療・介護などが整うこと」が64.2%、「商業やサービス業などの施設が整うこと」が60.2%、「元の家屋に住めるようになること」が33.8%、「鉄道やバスなどの公共交通が整うこと」が32%と、公共施設や商業、医療等の施設が不十分であることが指摘されている。

また、「住民の帰還がある程度進んでから」と回答した人が29.4%であり、住民の帰還によりコミュニティがある程度回復することが、帰還の条件と考えている人が一定数いることがわかる。

(5) 帰還を判断する条件

帰還について「まだ判断がつかない」と回答した人について帰還を判断するために必要なことを質問した結果は、「医療・介護の復旧時期のめど」が60.9%、「商業やサービス業などの施設の復旧時期のめど」が51.5%、「どの程度の住民が戻るかの状況」が40.9%、「放射線

量の低下のめど・除染成果の状況」が 33.9%、「原子力発電所の安全性に関する情報」が 33.4%となつており（報告書 14 頁）、第 2 項記載の通り、浪江町の復興状況が進んでいないこと、住民の帰還が進んでいないこと及び放射線量や原子力発電所の安全性への不安が大きな要因となっている。

（6）帰還しないと決めている理由

帰還しないと回答した人のうち、その理由は、「医療環境に不安があるから」が 42.6%、「原子力発電所の安全性に不安があるから」が 38.1%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうになりから」が 37.6%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」が 34.3%、「放射線量が低下せず不安だから」が 33%、「他の住民も戻りそうにならないから」が 24.9%、「家族が帰らないから」が 24%、「高齢者・要介護者のいる世帯なので生活が不安だから」は 23.9%である（報告書 15 頁）。

帰還しないと決めている人については、町の復興状況に加え、原発の安全性や放射線への不安が強いことがわかる。また、他の住民が戻らないことや家族が戻らないことによるコミュニティの復興がなされないことも大きな理由となっている。

（7）浪江町との関係

帰還について、「まだ判断がつかない」「帰還しないと決めている」「いずれ帰還したい」と回答した人についても、54.2%が「移転した場所に住みながら定期的に浪江町に行き来したい」、21.2%が「浪江町の祭事などに参加したい」、18.2%が「浪江町の地域活動や行政に協力したい」とし、「浪江町との関係性はなくてもよい」と回答したのは 5.

4 %に過ぎない（報告書17頁）。

このように、帰還しないことを決めた人や、まだ判断がつかないとした人についても、浪江町との関係を維持したいと考えている人が半数以上に上っており、浪江町の住民が故郷に強い思い入れを持っていたことがわかる。

（8）まとめ

以上の通り、まず、商業施設、医療施設、介護施設、公共交通機関などの点で、浪江町の復興は進んでおらず、これが帰還しないことの理由となり、また、帰還した際の生活上の支障となっている。

住民意向調査では、具体的な意見として、「現在浪江町に住んでいて一番の不便は食糧事情です」とか、「内科外科だけでなく、特に歯科も必要。整形外科や眼科もあると助かる」との意見が出されている（報告書37頁）。

また、「震災前の姿に戻ってほしい」「元の状態に戻ってほしい」、「震災前のように周りの人と助け合いながら生活できる浪江町（に戻ってほしい）」、「放射線量と汚染が震災前と変わらない環境と、緑豊かな土地」、「原発事故以前の人たちと活気ある浪江町に一步でも近づいていけるよう頑張ってほしいです。笑顔で近所の人と話せるような浪江町に戻れるようになるといいと思います。」「震災前と同じ地区住民が集まって生活できるような姿にしてほしい」という意見が出されている（報告書54頁）。

このように、浪江町の住民は、震災前の密接なコミュニティの中での生活環境に強い思い入れを持ち、その状態に戻ることを希望する人が多いが、実際の浪江町はそのようになっていないのである。

第5章 南相馬市小高区

第1 南相馬市小高区の居住制限区域及び避難指示解除準備区域は、2016（平成28）年7月12日に避難指示が解除された。避難指示解除後的小高区の状況は以下のとおりである。

第2 帰還の状況と課題

1 2011年3月と避難指示解除後との比較

本件事故当時である2011（平成23）年3月11日時点の小高区の住民数は1万2842人であったが、上記の避難指示解除から2年10ヶ月後の2019（平成31）年4月30日時点の小高区での居住者数は3,577人であり、本件事故当時の約28%となっている（甲A750）。

また、2019（平成31）年4月30日時点の住民登録者数は、7,729人であり、本件事故前の約60%となっている（甲A750）。

さらに、2019（平成31）年4月30日時点の小高区に居住している住民の世代を見ると、全居住者数3,577人の内の1,750人とおよそ半数を65歳以上が占めている（甲A750）。

この点、2011（平成23）年3月31日時点の小高区の65歳以上高齢化率（約28% 甲A751）と比較すると、本件事故後、高齢化率が急激に高まっていることがわかる。小高区では、まちづくりの主な担い手となる生産年齢人口（15～64歳）が大きく減少しているのである。その主な要因の一つとして、若年層が放射線被ばくへの不安から帰還をしていない事実が挙げられる。

2 将来人口について

人口減少や少子高齢化の進展は日本全体の趨勢ではあるが、現在の小

高区は、本件事故を機にこれらの傾向に拍車が掛かっている。特に、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）の減少が顕著であり、子どもの生きる力の育成や地域経済の発展、さらには高齢者福祉の充実にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている（甲 A752 の8頁～9頁）。

3 コミュニティの再生に向けて幾多の努力が必要であること

小高区ほか避難指示解除後の各地域では、帰還住民が少ないことも相まって、社会的共同生活を担う世代の減少により、地域コミュニティが再生できていない。地域コミュニティは、まちづくりにおいて最も基礎的な集合体であり、町の復興を成し遂げるためには、その再生のための取り組みが最も重要な課題となっている（甲 A752 の6頁～7頁）。

第3 放射能汚染

南相馬市では、市内の農地について、土壤に含有する放射性物質の含有量を調査している。

避難指示解除前の2015（平成27）年5月～6月の測定では、小高区内で測定した農地のおよそ85%の農地において、1キログラム当たりの放射性セシウム含有量が、肥料・培土・土壤改良資材の暫定許容値400Bq/kg（甲 A753）を大きく超えていた。さらには、小高区川房の畑で1万1300Bq/kgを測定するなど、災害廃棄物の再生利用の許容値3000Bq/kg（甲 A753）を大幅に超えている農地も多く見られた（甲 A754の1）。

避難指示解除から半年以上が経過した2017（平成29）年2月～3月の測定では、3000Bq/kgを超える農地は若干減少し、他方で、測定した農地の8割以上で400Bq/kgを超える放射性セシウムが検出

された（甲 A754の2）。

第一審結審後の2017（平成29）年12月から2018（平成30）年2月にかけての測定結果では、3000Bq/kgを超える農地がさらに減少した。他方で、400Bq/kgを超える農地の割合は変わっていない（甲A754の3）。

第4 教育環境（甲A755）

1 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所

2017（平成29）年4月に小高幼稚園が再開したが、本件事故前にあった小高区内の公立幼稚園3園、私立幼稚園1園、及び保育所1は、本件事故の影響によりいずれも休園している。

2 小学校

小高区内の小高、金房、鳩原、福浦小学校は2017（平成29）年4月に再開した。これらの4小学校は、帰還する子どもの数が少ないために、小高4小学校として小高小学校校舎にて、4校の合同運営となっている。

3 中学校、高等学校

小高中学校は2017（平成29）年4月、自校にて再開した。他方で、小高工業高校及び小高商業高校は、帰還する子どもの数が少ないために統合され、2017（平成29）年4月より小高産業技術高校として運営されている。

4 子どもの減少について

小高区の多くの子どもたちが現在も小高区外で避難生活を送っていることにより、小高区の小中学校の児童生徒数は、本件事故前の1割前後にとどまっている。こうした子どもの減少は、学校行事やクラブ活動の実施に支障を来たすとともに、「生きる力」を養うための競争

力の確保等にも影響を及ぼすことが懸念されている（甲 A752 の 5 頁）。

第 5 医療施設（薬局含む）及び福祉施設

1 医療施設（甲 A755）

本件事故に伴う避難指示により、小高区のすべての医療機関・福祉関係施設は休止を余儀なくされたが、避難指示解除後、2017（平成29）年5月から市立小高病院が遠隔診療を再開させ、同年12月に上町内科皮フ科クリニックが再開した。しかしながら、その他の小高区内の医院は、本件事故の影響により、週2日ないし3日の診療に限定され、多くの医療機関は、休診中である。医療スタッフも医師・看護師等が減少しており、厳しい医療環境が続いている。

2 福祉施設（甲 A755）

帰還者に高齢者が多いことから、あすなろデイサービスセンター、ほっと悠あゆみなどの高齢者デイサービス施設が再開あるいは開業している。グループホーム小高は今なお休止中である。

第 6 経済活動

1 農業

農業では、今なお本件事故による農作物の作付制限等により、農業者の営農意欲が低下し、田畠も荒廃し、農業の未来が懸念される状況となっている（甲 A752 の 6 頁）。

2 事業所、商業施設

本件事故により、小高区の産業は壊滅的な被害を受けた。

小高区内の事業所では、本件事故の影響による工場・店舗・事務所の移転や廃業等により、多くの雇用の場が失われた。小高駅前の商店街は

多くの商店が今なお本件事故の影響で閉店しており、建物が取り壊されて更地になっている所も目立つ。小高区全体では、いまだに再開できない事業所が多く、再開事業所でも顧客の減少や労働力不足に直面している。事業再開や継続のためには幾多の努力が必要な状況である（甲 A 7 5 2 の 6 頁）。

他方で、第一審の現地検証の際に営業していた「エンガワ商店」が 2 0 1 8 （平成 3 0 ）年 1 2 月 5 日閉店し、これに代わり、翌 6 日、公設民営商業施設「小高ストア」が開業した。「小高ストア」は、生鮮食品などを扱うスーパーであり、南相馬市がスーパー跡地を買い取り、総事業費約 3 億円をかけて整備した施設である。

また、2 0 1 9 年 1 月 2 6 日、小高区復興拠点施設「小高交流センター」が小高駅前通り沿いに開業した。同センターは、復興・再生を目的として、南相馬市が整備を進めてきた施設である。

第 7 住民意向調査

復興庁、福島県、南相馬市では、2 0 1 6 （平成 2 8 ）年 1 1 月 2 1 日～1 2 月 5 日にかけて、住民意向調査を実施し、2 0 1 7 （平成 2 9 ）年 3 月に調査結果を公表している（甲 A 7 5 6 ）。その概要は以下のとおりである。

1 住まいについて（甲 A 7 5 6 の 1 5 頁）

（1）調査当時の住まいについて

調査当時の住まいについては、本件事故当時の住居以外が全体で 6 6 . 6 . % と最も高く、次いで、本件事故当時の住居とそれ以外の住居を行き来しているが 1 4 . 6 % となっている。本件事故当時の住居に戻ったのは、全体の 1 3 . 5 % である。

年齢別にみると、本件事故当時の住居に戻った人と本件事故当時の住

居とそれ以外の住居を行き来している人は、年齢が高くなるほど割合が高くなっている、60代以上では合計で3割以上を占めている。逆に、10代～20代の回答者の100%が、本件事故当時の住居以外で暮らしていると回答している。

(2) 将来の住まいについて（甲 A756 の 16 頁）

今後の定住先については、本件事故当時の住居に住みたい人が30.1%と最も高く、次いで、南相馬市以外の場所に住みたい（住んでいる）が19.3%、現時点ではまだ判断がつかない人が17.1%となっている。回答者の年齢別にみると、年齢が高くなるほど本件事故当時の住居・地区に住みたい世帯が増える一方で、若年層になるほど元の住居・地区を離れて住みたい世帯が増えている。

2 帰還の意向（甲 A756 の 17 頁）

他方で南相馬市への帰還を希望している人は割合が高く、本件事故当時の住居・地区に住みたい（住んでいる人を含む）としている世帯が5割となっている。

もっとも回答者の年齢別の傾向は上記1と変わらず、年齢が高くなるほど本件事故当時の住居・地区に住みたい世帯が増える一方で、若年層になるほど元の住居・地区を離れて住みたい世帯が増えている。特に、10代～20代は、本件事故当時の住居・地区に住みたい（住んでいる）と回答しているものはいない（0%）。

3 今後の定住先について判断できない理由（甲 A756 の 23 頁）

上記1(2)に関する質問で、「現時点ではまだ判断がつかない」と回答した人は、そのように回答した理由について、原発・健康不安に関するものでは、「原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）に不安

があるから」が53%と最も高く、次いで「放射線量の低下、除染の効果に不安があるから」が39.8%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」が33.2%となっている。

また、復旧・復興状況に関わるものでは、「医療環境に不安があるから」が61.1%と最も高く、次いで「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」が51.8%となっている。

回答者の年齢別にみると、原発・健康不安に関わるものでは、「原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）に不安があるから」は50代（63.2%）、「放射線量の低下、除染の効果に不安があるから」は30代（60%）、「放射線による人体への影響に不安があるから」も30代（46.7%）で他の年齢に比べて高くなっている。

4 南相馬市以外に住みたい理由（甲 A756 の 25 頁）

上記1（2）に関する質問で、「南相馬市以外に住みたい」と回答した人は、そのように回答した理由について、原発・健康不安に関わるものでは、「原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）に不安があるから」が54.8%と最も高く、次いで「放射線量の低下、除染の効果に不安があるから」が40.7%、「放射線による人体への影響に不安があるから」が34.7%となっている。

また、復旧・復興状況に関わるものでは、「医療環境に不安があるから」が53.2%と最も高く、次いで「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」が47.4%となっている。

回答者の年齢別にみると、原発・健康不安に関わるものでは、「原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）に不安があるから」は60代（66.9%）、「放射線量の低下、除染の効果に不安があるから」は30代（52.6%）、「放射線による人体への影響に不安があるから」

も30代(42.1%)、40代(46.4%)で他の年齢に比べて高くなっている。

第8 小括

以上みてきたとおり、小高区では、復興に向けて住民や自治体による懸命な努力が続けられている一方で、放射能被ばくへの不安から若年層の帰還が進んでいない。こうした生産人口の減少による地域経済活動の衰退や人口減少によるコミュニティの衰退などにより、小高区の様相は、本件事故前とは大きく変容している。本件事故前と同程度にまで地域を再生させるまでには、多大な努力と時間を要すること論をまたない。

第6章 檜葉町

第1 檜葉町は、2015（平成27）年9月5日に避難指示が解除された。避難指示解除後の檜葉町の状況は以下のとおりである。

第2 人口

2011（平成23）年3月11日現在の住民登録人口は、801人であったが（甲A757）、2019（平成31）年4月30日現在、住民基本台帳人口では2,914世帯6,892人、実際の町内居住者数は1,874世帯、3,729人であり、住民基本台帳人口の54.11%、2011（平成23）年3月11日の人口の46.5%である。また、帰還者の年代をみると、65歳以上が1430人、帰還者全体の約38%を占めている（甲A758）。

第3 空間線量

避難指示が解除された2015（平成27）年9月当時、檜葉町内

の集会所や J ヴィレッジ、子ども園など、子どもや住民の集まる多くの公共施設で、年間積算量 1 ミリシーベルトを超える空間放射線量率を示していた。なお、鞍掛山山頂付近では年間 6.62 ミリシーベルト、平地でも雑種地では 6.41 ミリシーベルトの放射線量により汚染されていた（以上、甲 A759 の 1）。

第一審が結審した 2017（平成 29）年 10 月当時には、避難指示解除より 2 年を経て相当程度の空間放射線量率の低下をみた。しかしながら、集会所やコミュニティセンターなど、なお多くの住民の集まる公共施設で年間積算量 1 ミリシーベルトを超える空間放射線量率を示していた（甲 A759 の 2）。

第一審判決のあった 2018（平成 30）年 3 月当時には、公共施設の空間放射線量率はさらに低下したものの、7か所の施設で年間 1 ミリシーベルトを超えていた（甲 A759 の 3）。

さらに 1 年後の 2019（平成 31）年 3 月～4 月には、ほとんどの公共施設の空間放射線量は年間積算量率 1 ミリシーベルトを下回るようになった（甲 A759 の 4）。

第 4 食品の汚染

食品の放射性物質含有基準値については、食品衛生法第 11 条第 1 項の規格基準（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、成人 100 Bq/kg、乳幼児 50 Bq/kg 以下とされている。

檜葉町産の食品は、避難指示解除月である 2015（平成 27）年 9 月に測定された自家消費食品等の放射能簡易検査では、栗から 147.12 Bq/kg、山栗から 383.49 Bq/kg、^{いのはな}猪鼻茸から 1 万 3826.05 Bq/kg、えのき茸 576.84 Bq/kg など、主に山菜食品で高濃度の放射性物質が検出されていた（甲 A769 の 1）。

第一審の結審月である 2017（平成29）年10月当時は、多くの食品で基準値以下を示していたものの、乾燥舞茸に 1799.32 Bq/kg の放射性セシウムが検出され、その翌月である 11 月には、天然舞茸に 1622.67 Bq/kg、だるましめじに 131.42 Bq/kg、猪肉に 2360.89 Bq/kg、山鳥に 223.83 Bq/kg など、なお多くの山菜や野生鳥獣動物が高濃度の放射性物質に汚染されていた（甲 A769 の 2）。

第一審の判決月である 2018（平成30）年3月当時もなお、猪肉から 755.20 Bq/kg、翌月の 4 月には、筍から 574.10 Bq/kg、ゼンマイから 2451.90 Bq/kg、ワラビから 429.13 Bq/kg、タラの芽から 707.07 Bq/kg、コシアブラから 1364.41 Bq/kg など、やはりなお多くの山菜や野生鳥獣動物が高濃度の放射性物質に汚染されていた（甲 A769 の 3）。

そして 2019（平成31）年4月現在においてもなお、筍から 619.23 Bq/kg の放射性物質が検出されるなど、多くの食品が汚染されている（甲 A769 の 4）。

このように檜葉町では、避難指示解除後から現在に至るまで、住民が慣れ親しんできた里山の恵は、高濃度の放射能汚染にさらされており、摂取することのできない状況にある。

第5 除染廃棄物仮置場

檜葉町には、町内 23 か所に除染廃棄物仮置場が設置されている。

第一審判決のあった 2018（平成30）年3月当時、各仮置場に置かれた廃棄物の放射能濃度は、波倉で最大 32 万 Bq/kg、7.4 μSv/h、女平で最大 18 万 Bq/kg、4.1 μSv/h、山田浜で 43 万 Bq/kg、9.9 μSv/h など、ほぼすべての仮置場で高濃度の放射能に汚染された廃棄物

が保管されていた。また、上繁岡仮置場や下井出仮置場では、除染廃棄物内部からの浸出水が測定されていた（以上、甲 A770 の 1）除染廃棄物仮置場の管理資料）。

2019（平成31）年1月当時においても14か所の高濃度の放射能に汚染された廃棄物が残されており、波倉で最大32万Bq/kg、74 μ Sv/h、繁岡で最大28万Bq/kg、65 μ Sv/h、前原で43万Bq/kg、99 μ Sv/h、山田浜で31万Bq/kg、70.50 μ Sv/hなど、なお、高濃度の放射能に汚染された廃棄物が残置されている。また、松館・旭ヶ丘（所市）では、廃棄物からの浸出水が測定されており、住民の不安は尽きない（以上、甲 A770 の 2）。

この点については、たとえば、放射能濃度が8,000 Bq/kgを超える指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき国が処理を行うこととされていること（甲 A753）との比較からしても、上記の仮置場の汚染度がいかに高濃度で危険なものであるかがわかる。

第6 商業施設（商店、スーパー等）

避難指示解除後1年後の2017（平成29）年9月1日、木戸の小料理屋「結のはじまり」が新規オープンした。

その後、2018（平成30）年6月26日、笑ふるタウン商業施設「ここなら笑店街」が整備され、スーパー「ネモト」のほか、飲食店（おらほや、なごみ家、豚壱、マリデカフェ、アルジャーノン）、理容店、コインランドリーが営業を開始している（甲 A757）。

町の復興に向けて、自治体や住民らにより懸命な努力が積み重ねられているところである。

第7 教育

2017（平成29）年4月、あおぞらこども園（認定こども園）、
楓葉北小学校、楓葉南小学校及び楓葉中学校が再開した。

同小学校と中学校は、本件事故により生徒数が激減したことから、
楓葉中学校校舎で小・中連携型で運営されている（甲A757）。

第8 医療・福祉（甲A757）

2016（平成28）年2月、楓葉町コンパクトタウン内に県立ふ
たば医療センター附属ふたば復興診療所（愛称：ふたばリカーレ）が
開設し、同年7月、蒲生歯科医院が診療を再開した。

また、福祉施設では、2016（平成28）年3月、特別養護老人
ホーム「リリー園」が規模を縮小して再開するなどしている。

第9 住民意向調査（2017（平成29）年10月）

1 第一審の結審当時である2017（平成29）年10月2日～16
日に実施された住民意向調査の結果は、避難指示解除後である201
6（平成28）年1月5日～19日に実施された住民意向調査（甲A
564）の結果と比較して、状況は改善されていない。放射能汚染に
による地域の破壊からの復興の困難さが見て取れる。以下、詳述してい
く。

2 職業

本件事故前、楓葉町の住民は、7割以上の人人が仕事をもっており、
無職・専業主婦・専業主夫の割合は25.9%であった（甲A29の
14頁表10）。

ところが、2016（平成28）年調査では、無職が住民全体の4
8.4%（うち、職を探していない人が41.7%、職を探している
人が6.7%）であり、休業中の自営業者の2.7%も含めると、過

半数の住民が仕事に就けていない状況であった(甲 A 5 6 4 の 2 0 頁)。

そして、2 0 1 7 (平成 2 9) 年調査では、無職が住民全体の 5 1 . 5 % と増加し (うち、職を探していない人が 4 6 . 8 % 、職を探している人が 4 . 7 %) 、休業中の自営業者の 1 . 6 % も含めると、 5 3 . 1 % の住民が仕事に就けていないことがわかった(甲 A 7 4 3 の 2 頁)。

これらの調査結果からは、本件事故前に無職であった人は、住民のおよそ 4 分の 1 程度であったが、本件事故後、無職者は激増し、避難指示解除後も過半数の住民が無職であること、すなわち、本件事故前に比べて仕事に就けていない人の割合がおよそ 2 5 % も増えた状況にあり、むしろ、無職者の割合は増加傾向にあることがみてとれる。

3 世帯人数

本件事故当時は、1 人世帯は 2 0 0 世帯程度、2 人世帯と 3 人世帯がそれぞれ 3 0 0 世帯以上、4 人世帯は 3 0 0 世帯程度、5 人世帯は 2 0 0 世帯近くであった(甲 A 7 4 3 の 2 頁世帯人数の左側のグラフ)。これを本件事故当時の全世帯数 (2 8 8 7 世帯 甲 A 7 7 1) に占める割合でみると、2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯は、それぞれ 1 0 % 程度、1 人世帯と 5 人世帯はそれぞれ 7 % 程度を占めていたものと考えられる。

これに対し、避難指示解除後の 2 0 1 6 (平成 2 8) 年調査 (甲 A 5 6 4 の 5 0 頁) では、一人世帯の割合が帰還後の 8 5 8 世帯の内の 1 7 % 、2 人世帯は 3 9 . 4 % 、3 人世帯は 1 8 . 6 % 、4 人世帯は 9 . 3 % 、5 人世帯は 3 . 3 % である。

2 0 1 7 (平成 2 9) 年調査 (甲 A 7 4 3 の 2 頁) では、1 人世帯が 3 0 0 世帯以上、2 人世帯が 5 5 0 世帯程度、3 人世帯が 3 0 0 世帯程度、4 人世帯が 2 0 0 世帯弱、5 人世帯は 1 0 0 世帯程度となっている。これを、2 0 1 7 (平成 2 9) 年 9 月末当時の住民基本台帳

登録世帯数 2897 世帯（甲 A772）に占める割合でみると、一人世帯が 10% 程度、2人世帯が 19% 程度、3人世帯が 10% 程度、4人世帯が 7% 程度、5人世帯が 3.4% 程度と考えられる。

これらの調査から、本件事故前の世帯数は 2人世帯～4人世帯を中心であったが、本件事故後は、避難指示解除後は一人世帯が 17% と本件事故前の 2 倍以上、第一審結審当時も 10% と本件事故前の 1.4 倍に増えていることがわかる。また、2人世帯は、避難指示解除後は本件事故前のおよそ 4 倍、第一審結審当時も本件事故前の 2 倍に増えている。逆に、4人世帯以上は、避難指示解除後を通じて本件事故前より減少傾向にある。これは、避難指示解除により、家族全員がそろって檜葉町に帰還できておらず、ひとつの家族が、帰還する者と帰還しない者とに分断されている事実を示している。そして、2017（平成29）年調査でも、46.6% 以上の世帯が分散しているとの結果が出ているのである（甲 A7432 頁）。こうした傾向は、避難指示解除後 3 年 9 ヶ月が経過した現在においては、一層進んでいるものと推察される。

4 帰還について

2016（平成28）年調査（甲 A564 の 35 頁）では、帰還者は 7.6%、早期に帰還する意思のある者は 8.4%、条件が整えば帰還する意向を示している者が 34.7% であり、これらの帰還者及び帰還予定者の合計は、50.7% であった。裏を返せば、帰還しない者は 25.9%、判断できない者は 22.7% と合計 48.6% の住民が帰還していない状況であった。

その後の 2017（平成29）年調査では、帰還者は 28.5% と増加したもの、早期に帰還する意思のある者は 11.6% と若干の増加にとどまり、逆に、条件が整えば帰還する意向を示している者が

14.2%と大きく減少した。これらの合計は54.3%であり、2016（平成28）年調査当時とほとんど伸びは見られない。同様にして、帰還しない者は27.5%、判断できない者は16.8%と合計44.3%の住民が帰還をしておらず、2016（平成28）年調査当時と比して大きな減少は見られなかった。

そして、2019（平成31）年4月30日時点の楢葉町内の居住者率は64.31%となっている（甲A758）。なお、楢葉町のHPによると、居住者数データの内、避難指示解除後に楢葉町に転入した人を含んでいないものは、2017（平成29）年3月までの分（2016（平成28）年度分）とされている。したがって、2017（平成29）年4月以降の居住者数は、必ずしも、本件事故当時の楢葉町の住民に限られるものではなく、また、本件事故当時の楢葉町の住民の中には、住民登録を避難先へ移した者もいると考えられることに注意が必要である。

5 帰還者の年齢

2016（平成28）年調査によると、帰還者の多い年代は、50代（50代の内の8.5%が2016（平成28）年1月時点で帰還済み）、60代（60代の9.3%が同年同月時点で帰還済み）、及び70代以上（70代以上の7.7%が同年同月時点で帰還済み）であった。これに対し、40代は4.3%が帰還済み、20代と30代の帰還者はいずれも同年代の2%代であった（甲A548の35頁）。

その後の2017（平成29）年調査でも、帰還者の多い年代は、0代（50代の内の23.6%が2017（平成29）年10月時点で帰還済み）、60代（60代の33.9%が同年同月時点で帰還済み）、及び70代以上（70代以上の33.5%が同年同月時点で帰

還済み) であった。これに対し、40代は17%が帰還済み、30代の帰還者は10%、20代以下では5.1%であった（甲A743の4頁）。

このように帰還者の多くが高齢者であり、40代以下、とくに子ども世代を含む20代以下の帰還はほとんど進んでいない。こうした若年層の減少は、楢葉町の経済活動の衰退や地域コミュニティの先細り等の地域の変容の主要な原因の一つとなっていると考えられる。

第10 小括

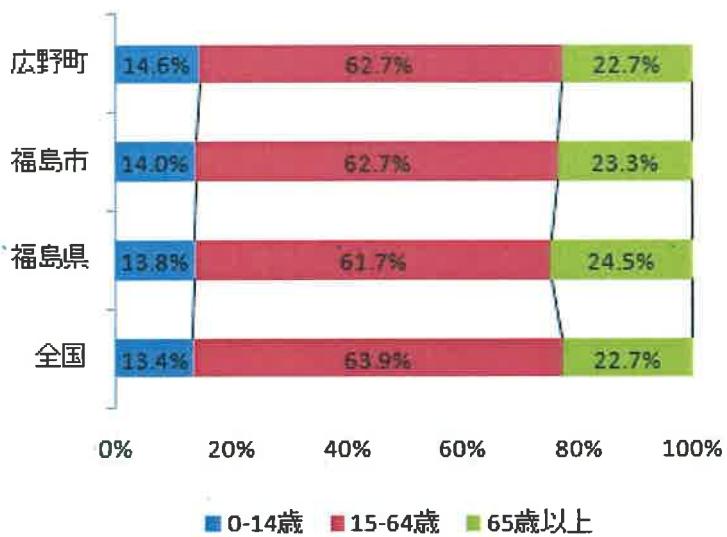
以上のとおり、楢葉町では、復興に向けて住民や自治体による懸命な努力が続けられているものの、放射線被ばくへの不安から、若年層の帰還が進んでいない。地域の未来を担う若年層の減少は、地域の経済活動の衰退や地域コミュニティの持続性を損なうものである。本件事故前と同程度にまで地域を再生させるまでには、多大な努力と時間を要すること論をまたない。

第7章 広野町

第1 概要

1 広野町は、福島県浜通り地方の中部、双葉郡の最も南端に位置し、南はいわき市と北は楢葉町に隣接している（前掲地図1参照）。

2011（平成23）年3月11日時点での住民登録人口は5490人（甲C21の第20）、世帯数は1989世帯であった。年齢別人口構成としては、0—14歳の人口が14.6%と、全国平均（13.4%）や福島県（13.8%）と比べると高く、一方で65歳以上の人口は22.7%と、全国平均（22.7%）と同様で福島県（24.5%）より低く、比較的若者が多い町であった（甲A760）。



それゆえ、広野町の人口は、2004（平成16）年に5581人、2010（平成22）年に5,418人と、徐々に減少していたとはいっても、6年間で163人と（甲A761）、減少率は年率換算で0.5%程度であったし、2009（平成21）年から2010（平成22）年にかけては、むしろ人口が増えている。

2 本件事故後、2011（平成23）年3月13日に町長による全町民に対する自主的な避難指示が発令され、同月15日に役場機能及び災害対策本部が小野町体育館へ、さらに同年4月15日にいわき市常磐地区へ移された。同月4月22日の避難区域の再編の際に緊急時避難準備区域に指定され、同年9月30日に解除された。

その後、2012（平成24）年3月1日に役場機能が広野町に戻り、同年3月31日に町長により避難指示解除が発令された。

しかし、原告ら準備書面（174）「広野町の現状について」に詳細に記載した通り、町民の帰還は一定程度で、避難指示解除から約4年後の2016（平成28）年1月の時点で、町内生活者は2393人と約47%にとどまっていた。

第2 現在の避難状況（人口動態）

1 広野町の発表によれば、2019（平成31）年3月31日現在の広野町の住民登録人口は4735人で、そのうち町内居住者が4117人、加えて滞在者が2492名おり、みなし居住率（町内居住者と滞在者を足して住民登録人口で割った数値）は139.6%、帰還率（町内居住者を住民登録人口で割った数）は86%である（甲C21の第15）。

しかし、本件事故前の住民登録人口は5490人であり、現在までに755人減少している。これは、一部は死亡した者も含まれているが、その多くは帰還を諦め他所に転出して住民登録した者である（甲A761）。2011（平成23）年から平成27年まで、転出者が転入者を292人上回る）。

したがって、本件事故前の住民登録人口を基礎とした現在の帰還率は74%（=4117人÷5490人）であり、これがより実態に近い。

2 また、この帰還率は、2016（平成28）年以降徐々に上がってきただけではなく、2017（平成29）年3月末で避難者への無償での住宅支援（仮設住宅等）が打ち切りとなった際に急激に増加した。実際、2018（平成30）年6月1日時点での町内生活者は4064人で、この10か月での増加はわずか53人である。

すなわち、2016（平成28）年以降に広野町へ帰還した現在の町内居住者は、望んで帰還したのではなく、住宅支援が打ち切られてやむを得ず帰還した者が多いことを示している。そして、住宅支援打ち切り以降の人口増加がわずかにとどまるのは、既に、帰還できる者、あるいはやむを得ずでも帰還せざるを得ない者は既に帰還していることを示しており、現時点での帰還率74%からの上昇はほとんど望めないこと示している。

3 加えて深刻なのは、若い世代が帰還しないことである。

広野町における2011（平成23）年3月1日現在の0～19歳の人口は、国勢調査によれば1096人で総人口（5386人）に対する年少人口割合は20.3%であったが、2015（平成27）年12月1日現在の0～19歳の人口は423人、総人口（4326人）に対する年少人口割合は9.7%にまで低下した。

2019（平成31）年4月1日現在では、0～19歳の人口は384人、総人口（3916人）に対する年少人口割合は9.8%であり、同程度である。（以上、甲A762）

また、2011（平成23）年3月11日時点での幼稚園・小学校・中学校の児童。生徒数は760人であったところ、現時点でのそれは315人で（甲C21の第15）、本件事故前の41%に過ぎない。すなわち、広野町の児童・生徒数は、本件事故前の半数にも満たない。

しかも、この数値は、いわき市など町外からの通学者も含まれている。

若い世代の帰還が進まないのは、残留している放射線への不安である。

他方で、65歳以上のいわゆる老人人口は、2011（平成23）年3月1日現在で1291人、2015（平成27）年12月1日現在が1138人と、年少人口に比べてほとんど減少しておらず、必然、総人口に対する割合としても23.9%から26.3%に増加している。

2019（平成31）年4月1日現在だと、65歳以上の人口は、1164人、総人口は3916人であるから、総人口に対する割合は、29.7%にまで上昇している。

そして、老齢化指数（=老人人口÷年少人口×100）は、4年半で

117. 8から269. 0へと驚くべき上昇となった（年少者1人に対し、老齢者1. 7人だったものが、2. 7人となった）。

2019（平成31）年4月1日時点では、老齢化指数は303. 1である。

加えて、年少人口が減少したことに伴い、その子育て世代である20歳～39歳の人口も軒並み大幅に減少している。一方で、40歳以上の人口はほとんど変動がなく、むしろ、事故前より増加している年代もある。

	2011年3月1 日	2015年12月1 日	2019年4月1 日
20～39歳人口	1083人	814人	598人
40歳以上人口	3207人	3087人	2932人

（以上、甲A762）

以上の結果、生産年齢人口（15歳～64歳）は、1980（昭和55）年から多少の増減はあれど変化がなかったものが、本件事故により急激に減少することとなった。

なお、世帯数で見ると、2010（平成22）年の1820世帯に対し、2015（平成27）年は1890世帯と、人口は減っているにもかかわらず世帯数は増加している（甲A761）。この意味するところは、それまでは親子2世帯あるいは孫も含めた3世帯で生活していたところ、高齢者の1人あるいは2人世帯や男性のみの1人世帯（例えば、妻子は町外で生活していて父親だけ町内で生活している）が増加するなど、家族の分離が進んでいるということである。高齢者のみの世帯は、日常的な買い物など、生活上様々な不便を強いられる。

4 要するに、広野町は、本件事故により老齢者の町へと変貌してしま

ったことがデータ上からも、火を見るより明らかな状況である。実際、かつては町内に子供の声があちこちで聞こえていたのが、現在はほとんど聞こえてこない。

老年世代は順に死亡していくことが避けられないが、他方で0歳～39歳の人口が少なく（特に0歳～14歳が著しく少ない）、今後、広野町は急激な人口減少が避けられない状況である。

5 一方で、本件事故以降、広野町は廃炉作業や除染作業など原発関連作業の前線基地となり、これに従事する作業員が多く滞在している。2016（平成28）年2月の時点で約3100人がプレハブ住宅等に滞在していたが、現在も約2500人が滞在している。

そして、後に述べる通り、広野町内では広野駅前東側等に作業員用の宿舎が建てられることとなった。これはプレハブ造りではない通常構造の建物で、多くは単身者用である。すなわち、廃炉作業等が長期化することが予想される中、広野町は恒久的な前線基地としての役目を担わされているのである。

広野町は、もともとの住民約4100人に対して滞在者が2500人いるという、極めて異質な町となった。これにより、住民の不安や治安の悪化、コミュニティの問題など、様々な問題を引き起こしている。

第3 生活インフラ・及び各産業の状況

1 商業施設

（1）本件事故前、広野町の主な商業施設・店舗はJR常磐線広野駅西側の国道6号線旧道沿いに多くあり、商店街を形成していた。住民は、この商店街とその外れにあるスーパーマーケット・アイアイで日常的な買い物をしており、特に、アイアイは生鮮食品の品揃えが豊富で、

住民の食料品需要を引き受けていた。

ところが、本件事故直後から現在までアイアイは閉店したままで、商店街の多くもシャッターが閉まったままか更地になるなど、閑散とした状態が続いている。

2015（平成27）年8月時点での商店街の状況は原告ら準備書面（174）に記載の通りであるが、しまむら、渡辺金物、四ツ倉肉屋が2016（平成28）年に再開したほか、新たに再開した商店はなく、魚屋、八百屋、電気屋などはいまだにない。むしろ、地元の衣料品店といえ住民がシーツ、布団カバー、あるいは下着などを購入していた山下呉服店が平成31年初めころに休業状態となり、再開の見込みは立っていない。商店街の更地は増えている。

特に、広野町内には、日常的な生鮮食品を購入する場がなく、大きな問題となっている。

(2) 一方、2016（平成28）年3月に、町役場前にイオンリテール株式会社が営業するイオン広野店が開店した。しかし、その商品内容は大きなコンビニといった程度にとどまり、特に生鮮食品の品揃えの悪さから（そもそも商品数が少ない、肉や野菜も種類が限られている、特に魚・刺身の扱い量が少ない、商品ごとの内容量が少なく家族で使うには少ない等）、住民の食料需要を満たすには至っていない。衣料品もほとんど置かれていません。住民がイオン広野店を利用するには、簡易な生活用品を購入する際などがほとんどにとどまっている。

イオン広野店は、その商品内容からして。単身で滞在する原発作業員等や、いわき方面と原発方面とを往復する原発作業員等が利用するのには便利な品揃えとなっている。

(3) そのため、現在も、広野町の住民は、日常の食料品は相変わらず町外（いわき市四ツ倉や草野のスーパーマーケット）のスーパーや食料

品店に頼らざるを得ない状況が続いている。

特に、高齢者で車が運転できない、車がない住民は容易には町外へ買い物に行けないため、大変不便である。その他、商工会の宅配サービスやセブンイレブンによる町内での移動販売が行われているが、品物数が少なく間に合わせ程度にとどまっている。

(4) 商店街が一部を除いて再開しない理由は、既に述べた通り帰還率が70%～80%にとどまり、特に消費が多い若い世代が帰還していないことにより、需要が伸びないことに起因している。

広野町の帰還者の増加はこれ以上は望めない状態で、人口減少が見込まれる中、今後、商店街が再開していく見通しは全く立っていない。

2 広野駅東側の開発

(1) 一方で、2016（平成28）年以降、広野駅前東側のもとは田畠であった土地に、新しく共同住宅が次々と建てられて何十棟も並んでいる。これらは原発作業関連会社の宿舎や寮であり、そのほとんどが単身者用である。

広野町には、本件事故後、町内の至る所にプレハブ造りの作業員宿舎が点在し、これが町内3000人を超える滞在者の宿舎となっていたが、現在はそのほとんどが撤去され、広野駅前東側に代表されるような堅固な住宅に切り替わっている。

このように、広野町は、本件事故直後から原発関連作業や除染作業の前線基地となっているところ、廃炉作業が相当長期化することを見越し、恒久的な前線基地として作り変えられている途上である。

すなわち、元の町民は、今後相当の期間に渡り、入れ替わりが激しく地域コミュニティに溶け込むことは期待できない3000人前後の滞在者と生活していくことになる。

(2) 広野駅前東側には、2016（平成28）年3月26日に、総事業費14億円の福島再生加速化交付金（対象：原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）が投じられたオフィスビル「広野みらいオフィス」が竣工し、同年4月から供用されている。設計・施工は清水建設株式会社である（甲C21の第16）。

この広野みらいオフィスは、広野町が推進する復興整備事業「広野駅東側開発整備事業（第1期）」で開発造成された広野駅東側7.65haの主要区画に位置し、まさに広野町の目指す「広野駅東側を核とした新しい街づくり」の中核に位置している。各種事業者や研究機関等を誘致することで、浜通り地方の復興拠点となる新市街地の形成を目指すという謡い文句であった。

しかし、実際に入居しているテナントは、建設業者、ガス業者、不動産管理業者、あるいは警備会社で、特に建設業者が多く、原発関連作業に関連する企業が多数を占めている。例えば、入居している東双不動産管理株式会社は東電関連企業であるし（甲C21の第17、同第18）、鈴健興業株式会社は主に大熊町を業務対象とする建築土木会社である（甲C21の第17、第19）。

このように、広野町は、原発関連作業の拠点と位置付けられて整備が進められ、まさに本件事故前とは変貌してしまっている。

そして、これらの拠点は、元々の住民の生活の復興・回復に全く資するものではない。ビジネス客や原発関連の職員は、朝から原発方面の現場に向かい夜に戻ってくるだけで、商店街を利用することではなく、住民の経済活動にはほとんどプラスに働くことがない。むしろ、既に述べた滞在者の増加に伴う問題や、道路を大型トラック等が行きかう交通上の危険の問題など、悪影響の方が大きいのが実情である。

3 教育機関

広野町では、2012（平成24）年8月27日から広野小学校、広野中学校、幼稚園、保育所が再開している。

2015（平成27）年4月からは、双葉郡の教育復興の柱として県立の中高一貫校「福島県立ふたば未来学園高等学校」が広野中学校校舎及び仮設校舎で開校し、2019（平成31）年4月からは中学校も開校し、本校舎での授業が開始された。

しかし、既に述べた通り、広野町の生徒数は、2019（平成31）年4月時点で小学校が161人（本件事故前311人）、中学校が76人（本件事故前230人）、児童は182名と、本件事故前の4割程度にとどまっている（甲A763、甲C21の第15）。今年度の新規入学者は小学校が33人、中学校が27人と依然として少ない（甲C21の第15）。

2019（平成31）年4月6日には、幼保連携型認定こども園「広野こども園」が新たに開園したが、幼保連携となったのは、児童数が少ないと認めそれぞれ独立して存続させる必要がなくなったからである。

ふたば未来学園についても、広野町から生徒は一部にとどまり、双葉郡のみならず福島県内や他県からの生徒が多数（広野町で寮生活を送る）を占める。そして、卒業した生徒が広野町に就職してとどまるか否かは大きな課題であり、現状、広野町住民以外はとどまらない可能性が高いと言わざるを得ない。ふたば未来学園の広野町復興への寄与は限定的である。

4 医療機関、福祉機関

医療機関について、2016（平成28）年の時点での再開してい

たのは、1病院、1診察所、1歯科医院、及び1薬局のみであったが、その後現在まで変動はない。馬場医院（診察所）は、広野駅東側へ移転したが、清水建設株式会社との放射線検査に関する契約は継続しており、混雑状況も続いている。新妻歯科医院も、本院が福島市内へ移転している関係上、週2日から診察日を増やすことは困難である。

したがって、町が発表しているように、住民の7～8割が町外に受診しているという状況（甲A217の9頁）に変化がなく、2時救急対応もいまだ整備されていない。

福祉機関については、2016（平成28）年の時点で再開していた特別養護老人ホーム花ぶさ苑、デイサービス広桜苑に変更はない。町内の若年層や子供世代が減少して高齢者のみの世帯が増えたことにより需要は増加しているが、人手不足により100%受け入れはできていない。

なお、同年5月1日から、富岡町から群馬県高崎市に避難していた社会福祉法人友愛会が、広野町にて障害者支援施設「光洋愛成園」の運営を開始している。

5 農業

(1) 広野町には稲作の兼業農家が多く、作付け農家数約400戸、約300haの田があるなど、主要産業に位置付けられていた。

本件事故後、実証圃栽培を経て2013（平成25）年に3年ぶりに作付けが再開されたが、初年度の作付け農家数は113戸、作付け面積は110haにとどまった。その上、収穫された米の販売価格が保管米や飼料米として扱われて低くなり、販売経路も個別買い付けは成立せずJAに頼らざるを得ないことにより経費割れし、全体としても赤字であったことは、原告ら準備書面（174）11頁以下で述べた

通りである。

この状況には何らの変化もなく、その後、作付け戸数及び面積は、2014（平成26）年の132戸・157haから、2017（平成29）年の103戸・163haと、作付け面積はほとんど増加していない。作付け戸数は初年度と比較しても減少しているが、これは、個人としては経営が成り立たないことから、町外の営農企業等に農地を有償あるいは無償で貸す者が増えているからである。

このように、広野町の作付け面積は本件事故前の半分の160ha前後で頭打ちになっており、作付け農家数に至っては4分の1まで減少している。

町は、ふるさと納税の返礼品のための特別栽培米を作るなど振興策を行っているが、政府指導（返礼品の上限を寄付金の3割に制限する内容）もあって、現状において奏功しているとはい難い。

(2) 作付けを続けている町民についても、赤字続きで苦しい状況が継続している。残念ながら、現状、多くの作付け農家においては産業として成立していない。にもかかわらず作付けを続けるのは、米作りが生きがいであったり、先祖代々続いた農家を絶やしたくない、田畠を荒らしたくない、自分の田畠があれることにより隣地の他人の田畠を荒らしてはならないという思いによるものである。

放射線への不安から、いまだに、多くの農家では収穫した米が食卓に上ることはなく、特に若年層が同居している家庭では顕著である。当然ながら、かつては大変喜ばれた他県の子ども世帯や親せきへ送ることもかなわない。

そして、若年層が帰還しないことと前途の厳しさにより、後継者不足で放棄される田畠の増加や、作付け農家の益々の減少は避けられない状況である。

(3) このような状況は、野菜についても同様である。

山菜についても、唯一と言っていい特産品であった原木しいたけは、山林の除染が行われておらず、本件事故以降、出荷停止が続いている。

キノコや山菜も、セシウムが基準値以下であれば個人で食べることは可能であるが、出荷は禁止されている。なお、基準値以下であっても、山菜やキノコを食べる住民はほとんどいない。

6 まとめ

以上の通り、広野町の各インフラ、特に住民の生活に資するものは、2016（平成28）年以降もほとんど改善がなされていない。確かに、広野町駅東側に箱ものが次々と建設されているが、単に廃炉作業のための拠点づくりが進められてしまっているだけで、住民の日常生活、経済面、商店街の回復などにほとんど寄与していない。

特に、商業施設、医療施設等についてほとんど改善がなされておらず、住民は多大な不便を強いられている。

商圈、農業なども回復が進んでおらず、住民の収入は減少している。例えば、年金世代は、作付けによる収入の上乗せが経済的にも心理面でも生活を豊かにしていたが、その途を閉ざされている。

にもかかわらず、帰還者が2016（平成28）年1月からの約3年間で約1700人増加したのは、町が復興したからではなく、やむを得ず帰還したことを示している。

広野町は、未だに復興しておらず、むしろ全く変容してしまっており、帰還した住民はいまだ避難生活をしている等しい。

そして、広野町の避難区域解除は本件事故から半年後である。その広野町でさえ事故から8年経過しても変容したまま町民は厳しい生活を余儀なくされて、これが改善される見通しは全くない。遅れて避

難区域が解除された他町が復興するのは、残念ながら極めて困難と言わざるを得ない。

以上

別紙

双葉町 2011(平成23)年2月28日以降の各月末日の住民登録者数と世帯数の推移

		合計	増減	前月比	311比	男性	増減	女性	増減	世帯数	増減	世帯平均人数
2011	1 31	7,094				3,480		3,614		2,603		2.7253
	2 28	7,100	6	0.0845		3,480	0	3,620	6	2,606	3	2.7245
	3 31	6,939	-161	-2.3202	-2.8967	3,414	-66	3,525	-95	2,569	-37	2.7011
	4 30	6,768	-171	-2.5266	-5.4965	3,333	-81	3,435	-90	2,522	-47	2.6836
	5 31	6,686	-82	-1.2264	-6.7903	3,286	-47	3,400	-35	2,496	-26	2.6787
	6 30	6,675	-11	-0.1648	-6.9663	3,283	-3	3,392	-8	2,492	-4	2.6786
	7 31	6,668	-7	-0.1050	-7.0786	3,280	-3	3,388	-4	2,498	6	2.6693
	8 31	6,661	-7	-0.1051	-7.1911	3,278	-2	3,383	-5	2,496	-2	2.6687
	9 30	6,655	-6	-0.0902	-7.2878	3,274	-4	3,381	-2	2,491	-5	2.6716
	10 1	6,651	-4	-0.0601	-7.3523	3,271	-3	3,380	-1	2,490	-1	2.6711
	11 30	6,637	-14	-0.2109	-7.5787	3,258	-13	3,379	-1	2,487	-3	2.6687
	12 31	6,623	-14	-0.2114	-7.8061	3,249	-9	3,374	-5	2,482	-5	2.6684
2012	1 31	6,616	-7	-0.1058	-7.9202	3,246	-3	3,370	-4	2,473	-9	2.6753
	2 29	6,600	-16	-0.2424	-8.1818	3,238	-8	3,362	-8	2,472	-1	2.6699
	3 31	6,580	-20	-0.3040	-8.5106	3,229	-9	3,351	-11	2,472	0	2.6618
	4 30	6,561	-19	-0.2896	-8.8249	3,222	-7	3,339	-12	2,469	-3	2.6574
	5 31	6,561	0	0.0000	-8.8249	3,220	-2	3,341	2	2,471	2	2.6552
	6 30	6,549	-12	-0.1832	-9.0243	3,214	-6	3,335	-6	2,466	-5	2.6557
	7 31	6,568	19	0.2893	-8.7089	3,212	-2	3,356	21	2,468	2	2.6613
	8 31	6,561	-7	-0.1067	-8.8249	3,208	-4	3,353	-3	2,467	-1	2.6595
	9 30	6,562	1	0.0152	-8.8083	3,209	1	3,353	0	2,466	-1	2.6610
	10 31	6,554	-8	-0.1221	-8.9411	3,205	-4	3,349	-4	2,463	-3	2.6610
	11 30	6,548	-6	-0.0916	-9.0409	3,205	0	3,343	-6	2,460	-3	2.6618
	12 31	6,541	-7	-0.1070	-9.1576	3,202	-3	3,339	-4	2,457	-3	2.6622
2013	1 31	6,535	-6	-0.0918	-9.2578	3,199	-3	3,336	-3	2,455	-2	2.6619
	2 28	6,528	-7	-0.1072	-9.3750	3,191	-8	3,337	1	2,451	-4	2.6634
	3 31	6,523	-5	-0.0767	-9.4588	3,191	0	3,332	-5	2,450	-1	2.6624
	4 30	6,509	-14	-0.2151	-9.6943	3,182	-9	3,327	-5	2,443	-7	2.6643
	5 31	6,503	-6	-0.0923	-9.7955	3,177	-5	3,326	-1	2,444	1	2.6608
	6 30	6,505	2	0.0307	-9.7617	3,181	4	3,324	-2	2,441	-3	2.6649
	7 31	6,492	-13	-0.2002	-9.9815	3,177	-4	3,315	-9	2,437	-4	2.6639
	8 31	6,490	-2	-0.0308	-10.0154	3,172	-5	3,318	3	2,432	-5	2.6686
	9 30	6,493	3	0.0462	-9.9646	3,170	-2	3,323	5	2,431	-1	2.6709
	10 31	6,489	-4	-0.0616	-10.0324	3,170	0	3,319	-4	2,432	1	2.6682
	11 30	6,480	-9	-0.1389	-10.1852	3,164	-6	3,316	-3	2,428	-4	2.6689
	12 31	6,467	-13	-0.2010	-10.4067	3,156	-8	3,311	-5	2,425	-3	2.6668
2014	1 31	6,448	-19	-0.2947	-10.7320	3,146	-10	3,302	-9	2,421	-4	2.6634
	2 28	6,442	-6	-0.0931	-10.8351	3,143	-3	3,299	-3	2,421	0	2.6609
	3 31	6,418	-24	-0.3739	-11.2496	3,133	-10	3,285	-14	2,420	-1	2.6521
	4 30	6,408	-10	-0.1561	-11.4232	3,123	-10	3,285	0	2,416	-4	2.6523
	5 31	6,396	-12	-0.1876	-11.6323	3,119	-4	3,277	-8	2,406	-10	2.6584
	6 30	6,393	-3	-0.0469	-11.6847	3,116	-3	3,277	0	2,405	-1	2.6582
	7 31	6,393	0	0.0000	-11.6847	3,112	-4	3,281	4	2,401	-4	2.6626
	8 31	6,388	-5	-0.0783	-11.7721	3,108	-4	3,280	-1	2,395	-6	2.6672
	9 30	6,386	-2	-0.0313	-11.8071	3,105	-3	3,281	1	2,396	1	2.6653
	10 31	6,373	-13	-0.2040	-12.0351	3,095	-10	3,278	-3	2,391	-5	2.6654
	11 30	6,364	-9	-0.1414	-12.1936	3,091	-4	3,273	-5	2,388	-3	2.6650
	12 31	6,354	-10	-0.1574	-12.3702	3,086	-5	3,268	-5	2,383	-5	2.6664
2015	1 31	6,346	-8	-0.1261	-12.5118	3,083	-3	3,263	-5	2,379	-4	2.6675
	2 28	6,321	-25	-0.3955	-12.9568	3,070	-13	3,251	-12	2,370	-9	2.6671
	3 31	6,293	-28	-0.4449	-13.4594	3,053	-17	3,240	-11	2,366	-4	2.6598
	4 30	6,290	-3	-0.0477	-13.5135	3,053	0	3,237	-3	2,363	-3	2.6619
	5 31	6,290	0	0.0000	-13.5135	3,053	0	3,237	0	2,361	-2	2.6641
	6 30	6,278	-12	-0.1911	-13.7305	3,044	-9	3,234	-3	2,358	-3	2.6624
	7 31	6,278	0	0.0000	-13.7305	3,044	0	3,234	0	2,360	2	2.6602
	8 31	6,276	-2	-0.0319	-13.7667	3,043	-1	3,233	-1	2,355	-5	2.6650
	9 30	6,260	-16	-0.2556	-14.0575	3,035	-8	3,225	-8	2,346	-9	2.6684
	10 31	6,251	-9	-0.1440	-14.2217	3,033	-2	3,218	-7	2,343	-3	2.6679
	11 30	6,244	-7	-0.1121	-14.3498	3,028	-5	3,216	-2	2,340	-3	2.6684
	12 31	6,240	-4	-0.0641	-14.4231	3,021	-7	3,219	3	2,338	-2	2.6689
2016	1 31	6,228	-12	-0.1927	-14.6435	3,018	-3	3,210	-9	2,337	-1	2.6650
	2 29	6,222	-6	-0.0964	-14.7541	3,015	-3	3,207	-3	2,332	-5	2.6681
	3 31	6,207	-15	-0.2417	-15.0314	3,007	-8	3,200	-7	2,334	2	2.6594
	4 30	6,205	-2	-0.0322	-15.0685	3,007	0	3,198	-2	2,329	-5	2.6642
	5 31	6,204	-1	-0.0161	-15.0870	3,007	0	3,197	-1	2,327	-2	2.6661
	6 30	6,193	-11	-0.1776	-15.2915	3,003	-4	3,190	-7	2,323	-4	2.6659
	7 31	6,188	-5	-0.0808	-15.3846	3,000	-3	3,188	-2	2,324	1	2.6627
	8 31	6,183	-5	-0.0809	-15.4779	2,997	-3	3,186	-2	2,325	1	2.6594
	9 30	6,174	-9	-0.1458	-15.6463	2,996	-1	3,178	-8	2,324	-1	2.6566
	10 31	6,179	5	0.0809	-15.5527	2,995	-1	3,184	6	2,318	-6	2.6657
	11 30	6,178	-1	-0.0162	-15.5714	2,992	-3	3,186	2	2,318	0	2.6652
	12 31	6,169	-9	-0.1459	-15.7400	2,985	-7	3,184	-2	2,317	-1	2.6625
2017	1 31	6,157	-12	-0.1949	-15.9656	2,979	-6	3,178	-6	2,312	-5	2.6631
	2 28	6,145	-12	-0.1953	-16.1920	2,975	-4	3,170	-8	2,309	-3	2.6613

3	31	6,142	-3	-0.0488	-16.2488	2,971	-4	3,171	1	2,309	0	2,6600				
4	30	6,128	-14	-0.2285	-16.5144	2,964	-7	3,164	-7	2,305	-4	2,6586				
5	31	6,133	5	0.0815	-16.4194	2,967	3	3,166	2	2,306	1	2,6596				
6	30	6,126	-7	-0.1143	-16.5524	2,964	-3	3,162	-4	2,305	-1	2,6577				
7	31	6,120	-6	-0.0980	-16.6667	2,957	-7	3,163	1	2,305	0	2,6551				
8	31	6,113	-7	-0.1145	-16.8003	2,954	-3	3,159	-4	2,305	0	2,6521				
9	30	6,095	-18	-0.2953	-17.1452	2,943	-11	3,152	-7	2,301	-4	2,6488				
10	31	6,093	-2	-0.0328	-17.1837	2,944	1	3,149	-3	2,301	0	2,6480				
11	30	6,081	-12	-0.1973	-17.4149	2,940	-4	3,141	-8	2,300	-1	2,6439				
12	31	6,081	0	0.0000	-17.4149	2,941	1	3,140	-1	2,302	2	2,6416				
2018	1	31	6,073	-8	-0.1317	-17.5696	2,936	-5	3,137	-3	2,300	-2	2,6404			
	2	28	6,057	-16	-0.2642	-17.8801	2,929	-7	3,128	-9	2,297	-3	2,6369			
	3	31	6,042	-15	-0.2483	-18.1728	2,919	-10	3,123	-5	2,296	-1	2,6315			
	4	30	6,038	-4	-0.0662	-18.2511	2,918	-1	3,120	-3	2,294	-2	2,6321			
	5	31	6,034	-4	-0.0663	-18.3295	2,917	-1	3,117	-3	2,294	0	2,6303			
	6	30	6,030	-4	-0.0663	-18.4080	2,914	-3	3,116	-1	2,293	-1	2,6297			
	7	31	6,032	2	0.0332	-18.3687	2,915	1	3,117	1	2,291	-2	2,6329			
	8	31	6,034	2	0.0331	-18.3295	2,915	0	3,119	2	2,290	-1	2,6349			
	9	30	6,035	1	0.0166	-18.3099	2,914	-1	3,121	2	2,288	-2	2,6377			
	10	31	6,037	2	0.0331	-18.2707	2,911	-3	3,126	5	2,286	-2	2,6409			
	11	30	6,027	-10	-0.1659	-18.4669	2,909	-2	3,118	-8	2,284	-2	2,6388			
	12	31	6,025	-2	-0.0332	-18.5062	2,907	-2	3,118	0	2,282	-2	2,6402			
2019	1	31	6,013	-12	-0.1996	-18.7427	2,900	-7	3,113	-5	2,280	-2	2,6373			
	2	28	6,005	-8	-0.1332	-18.9009	2,895	-5	3,110	-3	2,279	-1	2,6349			
	3	31	5,980	-25	-0.4181	-19.3980	2,884	-11	3,096	-14	2,272	-7	2,6320			
	4	30	5,974	-6	-0.1004	-19.5179	2,881	-3	3,093	-3	2,270	-2	2,6317			